



伊勢原市ごみ処理基本計画

(平成 29 年度～令和 13 年度)

平成 29 年 (2017 年) 3 月策定

令和 4 年 (2022 年) 3 月改定

伊勢原市

『 目 次 』

第1章 計画の策定に当たって.....	1
第1節 市の概要.....	1
第2節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第3節 計画の対象となる廃棄物.....	4
第4節 計画の目標年次.....	4
第5節 関連計画の位置づけ.....	5
第2章 ごみ処理の現状と課題.....	6
第1節 ごみ処理の現状.....	6
1. ごみ処理事業の沿革.....	6
2. ごみ処理の体系.....	8
3. ごみ処理の体制.....	9
4. ごみ排出量の推移.....	10
5. 資源化量の推移.....	12
6. 同規模都市との比較.....	13
7. 家庭から排出される燃やすごみの組成割合の推移.....	14
8. ごみ処理費用の推移.....	15
9. ごみ処理にかかる環境配慮.....	16
第2節 ごみ処理の課題.....	17
1. 目標到達の状況.....	17
2. ごみの排出抑制と焼却処理施設の課題.....	18
3. 社会的動向からみた課題.....	18
4. 処理体制上の課題.....	19
第3節 ごみ処理行政の動向.....	20
1. 国及び県の目標.....	20
2. 個別施策.....	21
第3章 人口とごみ量の将来予測.....	24
第1節 人口の予測.....	24
第2節 ごみ量の予測.....	25
第4章 ごみ処理の基本方針.....	27
第1節 基本理念.....	27
第2節 基本方針.....	28
第3節 市民・事業者・行政の役割.....	29
第4節 数値目標.....	30
第5節 施策体系.....	30
第6節 最終目標年度におけるごみ処理体系.....	32

第5章 主要施策	33
第1節 排出抑制・資源化施策	33
1. 意識の啓発と実践活動の展開	33
2. ごみの排出抑制	36
3. ごみの資源化	42
第2節 収集運搬施策	46
1. 収集場所	46
2. 収集運搬体制	48
第3節 中間処理施策	50
1. 焼却処理施設	50
2. 不燃・粗大ごみ処理施設	52
3. 資源化施設	53
第4節 最終処分施策	54
第5節 その他の施策	55
1. ごみの不法投棄・ポイ捨て等の防止	55
2. 大規模災害への対応	57
3. 野焼きへの対応	58
4. 適正処理困難物等への対応	59
5. 気候変動への対応	60
6. 関係機関との連携	61
第6章 計画の実現に向けて	62
第1節 市民・事業者・行政の役割分担及び協力体制	62
1. 市民・事業者・行政の協力体制の構築	62
2. 廃棄物に関わる組織体制の連携強化	62
第2節 市民・事業者の取組	62
1. 市民の行動	62
2. 事業者の行動	64
第3節 基本計画の進行管理	64
1. 施策の事後評価	64
2. 財政計画の立案	64
第4節 ごみ処理広域化への対応	64
資料編	
資料1 ごみ及び資源の排出量実績と推計	資-1
資料2 家庭ごみの組成分析結果	資-3
資料3 事業系ごみの組成分析結果	資-5
資料4 伊勢原市清掃美化審議会への諮問と答申、名簿	資-7
資料5 用語の解説	資-11

第1章 計画の策定に当たって

第1節 市の概要

本市は、神奈川県中西部に位置する都市で、地勢は、中央部の伊勢原台地を中心に北部に大山を擁し、南部は相模平野が広がっています。東部及び北部は厚木市に接し、南部は平塚市、西部は秦野市と接しています。

本市の概要は、次のとおりです。

人 口：101,780 人（令和 2 年国勢調査）
世 帯 数：45,361 世帯（令和 2 年国勢調査）
面 積：55.56 km²
市制施行：昭和 46 年 3 月 1 日

第2節 計画策定の背景と趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）では、同法の目的である「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を踏まえ、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされています。また、国の「ごみ処理基本計画策定指針」では、「一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに改定する。」と定義されています。

伊勢原市ごみ処理基本計画（以下「本計画」という。）は、令和 13 年度を最終目標年度とし、平成 29 年 3 月に伊勢原市ごみ処理基本計画を策定していますが、策定から 5 年が経過するため、新たな社会情勢への対応も踏まえて改定することとしました。この間、せん定枝から段階的に拡大した草木類の資源化や、木質系粗大ごみの資源化など、新たな施策に取り組むほか、3 キリ運動や分別の徹底などの意識啓発を行い、ごみ減量化・資源化に努め、一定の成果をあげることができました。

しかしながら、老朽化が進み、年々修繕費用が増す伊勢原清掃工場の 90 t / 日焼却施設を早期に稼働停止し、はだのクリーンセンター 1 施設体制へ移行することにより、安定した施設の稼働や、ごみ処理費用の抑制にもつながるため、更なるごみ減量化・資源化の施策を展開する必要があります。

また、国では平成 30 年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化 ②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 ③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げています。

なお、環境負荷削減を進める上で、国連が掲げる「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成のためにも、ごみの処理は重要な課題であることから、SDGs の理念を踏まえた計画とすることが必要です。

このような状況の変化を踏まえつつ、新たに令和 13 年度までの本計画を改定し、今後のごみ処理行政の方向性と施策を示すものです。

近年の廃棄物処理等に関連する主要な法律の制定経過は、表 1-1 に示すとおりです。

表 1-1 廃棄物処理等に関連する主要な法律の制定経過

年 月	法 律 名	主な内容
平成7年6月	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (通称：容器包装リサイクル法)	びん、缶、プラスチック等の全ての容器包装廃棄物を対象に、分別収集とその再商品化促進の措置を講じた。
平成9年6月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (通称：廃棄物処理法) の改正	廃棄物の適正処理を確保するため、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、施設の信頼性・安全性の向上等を推進するよう改正された。
平成10年6月	特定家庭用機器再商品化法 (通称：家電リサイクル法)	小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集、運搬及び再商品化等について規定された。
平成11年7月	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準、必要な規制、汚染土壤に係る措置等が規定された。
平成12年5月 ～6月	循環型社会形成推進基本法 [※] 廃棄物処理法の改正 資源の有効な利用の促進に関する法律 (通称：資源有効利用促進法) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (通称：建設リサイクル法) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (通称：食品リサイクル法) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (通称：グリーン購入法)	循環型社会形成推進基本法を頂点とした、循環型社会を目指す法体系が整備された。
平成18年6月	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律 (通称「容器包装リサイクル法」の改正)	制定 10 年を機に、特定業者、市町村、消費者が連携し、一体となってより排出抑制に努めていくよう改正された。
平成19年12月	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律 (通称：「食品リサイクル法」の改正)	対象事業者の定期報告の義務化と事業者による食品リサイクルの取組を更に円滑にする目的で改正された。
平成25年4月	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (通称：小型家電リサイクル法)	使用済小型電子機器などの再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るための枠組みが整備された。
平成27年8月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (通称：廃棄物処理法) の改正	非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する事項等についての基準の追加、非常災害時に市町村が設置する一般廃棄物処理施設に関する都道府県知事への事前協議の方法等につ

年 月	法 律 名	主 内 容
		いて定められた。
平成28年1月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的なかつ計画的な推進を図るための基本的な方針 (通称：廃棄物処理基本方針)の改正	循環型社会形成推進基本法を踏まえ、一般廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用等の実現のために必要な施策の策定や、地球温暖化対策のために廃棄物発電等のエネルギー回収に努めるよう改正された。
平成30年4月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律	食品廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理事案の発生や雑品スクラップの保管等による火災の発生、有害物質の漏出等への課題解決のため、廃棄物の不適正処理への対応の強化や有害使用済機器の適正な保管の義務付け等について定められた。
平成30年4月	第五次環境基本計画	地球規模の環境の危機を反映し、SDGs を掲げた国際的合意がなされたことから、国の現状と国際的な潮流を踏まえ、策定した。
平成30年6月	第四次循環型社会形成推進基本計画	経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、地域活性化や徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、国が講ずべき施策を示した。
令和元年5月	プラスチック資源循環戦略の策定	第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略を策定した。
令和元年10月	食品ロスの削減の推進に関する法律	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針を定めること等により、食品ロスの削減を推進することを目的として定められた。
令和3年6月	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じた。

※平成12年には、循環型社会を目指す基本的枠組みを決める「循環型社会形成推進基本法」が成立し、廃棄物の適正処理とリサイクルの推進に関する一般的な仕組みを廃棄物処理法、資源有効利用促進法で担う法体系が整備された。さらに容器包装リサイクル法、家電リサイクル法など既に成立している法律に加え、食品リサイクル法、建設リサイクル法、グリーン購入法による個別の物品を対象とした規制法が成立している。循環型社会形成推進基本法では、「循環型社会」「持続的社会」の実現に向けて、ごみを「廃棄物」と考えるのではなく「循環資源」と捉えており、施策の優先順位を発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(マテリアル・リサイクル)、熱回収(サーマル・リサイクル)、適正処分の順に定めている。

第3節 計画の対象となる廃棄物

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、本計画の対象とする廃棄物は、図 1-2 に示すとおり、市内で発生する一般廃棄物のうち、生活排水（し尿、浄化槽汚泥及び雑排水）及び、災害廃棄物を除いたものとします。

なお、生活排水については、別途「伊勢原市生活排水処理基本計画」を策定しています。

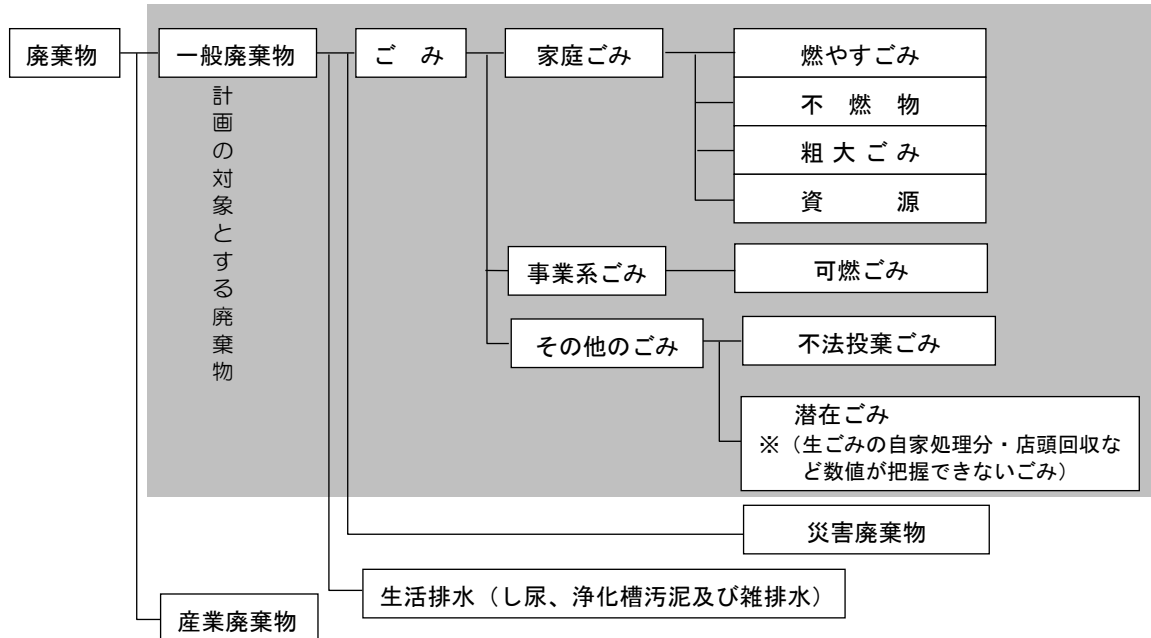


図 1-2 本計画で対象とする廃棄物

第4節 計画の目標年次

本計画の計画期間は、図 1-3 に示すとおりです。

本計画は、平成 29 年度を初年度、令和 13 年度を最終目標年度とする 15 年間の計画です。策定から 5 年目に当たる令和 3 年度を迎え、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間で踏まえて、今改定では令和 4 年度から令和 13 年度までを見直し期間とします。これにより、中間目標年度を令和 3 年度から令和 8 年度へ移行します。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
内容・計画期間	現 ご み 処 理 基 本 計 画 策 定	←	計画期間(平成29年度～令和13年度)													
			計 画 初 年 度	改 定 初 年 度	中 間 目 標 年 度	最 終 目 標 年 度	見直し期間(令和4年度～令和13年度)									

※ P30 表 4-1「数値目標」を参照

図 1-3 計画期間

第5節 関連計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法」第6条第1項及び「伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例」（以下「市条例」という。）第9条第1項の規定に基づき策定しているものです。

関連計画等との関係は、図1-4に示すとおりです。

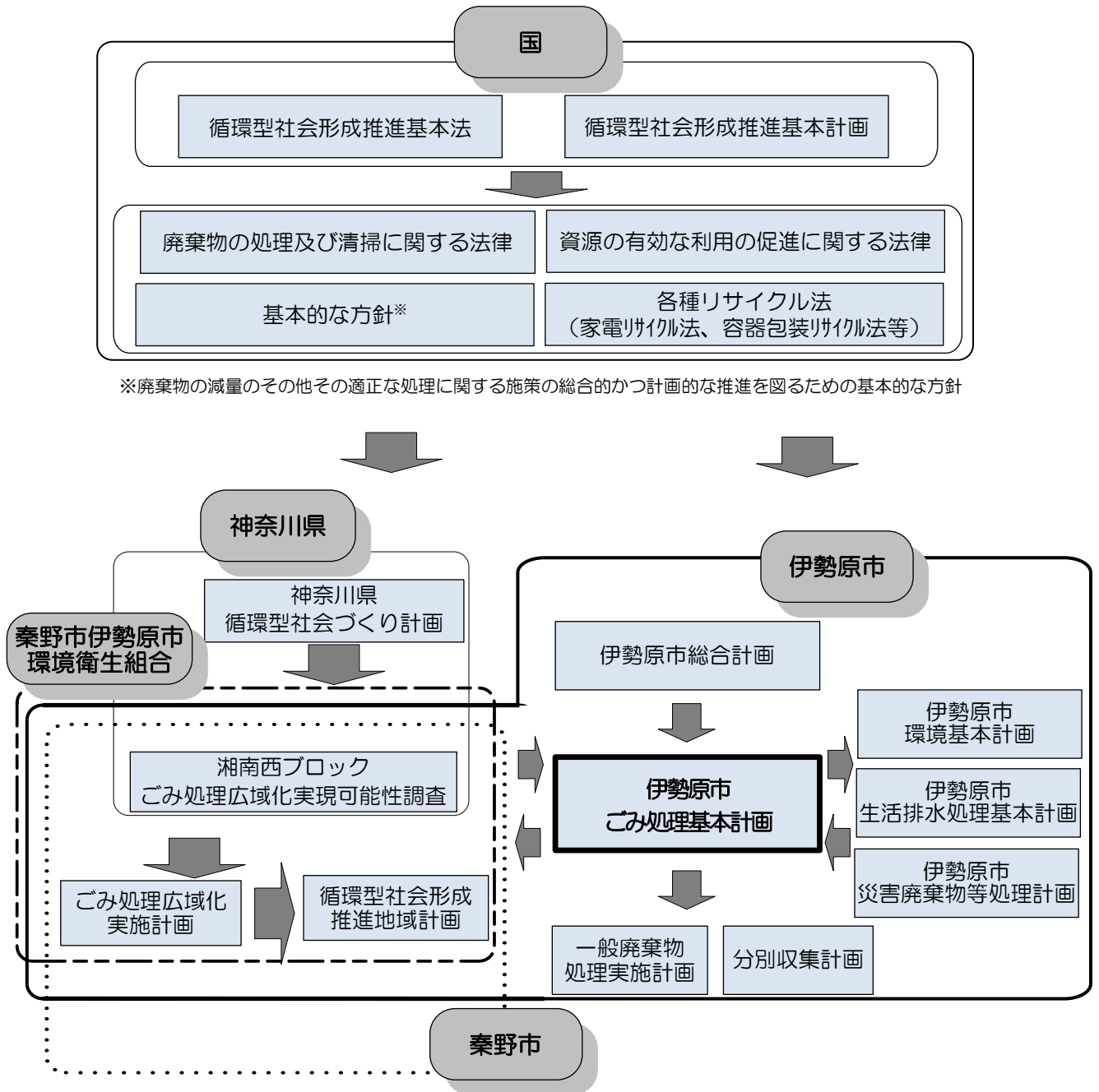


図1-4 関連計画等との関係

第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

1. ごみ処理事業の沿革

ごみ処理事業の沿革は、表 2-1 に示すとおりです。

表 2-1 ごみ処理事業の沿革

年	内 容
昭和 26 年	自治会にごみ収集の委託を開始
27 年	ごみ収集職員を採用
29 年	2 町 4 村合併
31 年	大匂、馬渡が編入
36 年	秦野市外二町清掃処理組合の設立
37 年	美化運動実施本部の設置
38 年	組合名称の変更「秦野市伊勢原町清掃組合」 秦野衛生センターの完成（し尿 72kl/日、ごみ 30t/日）
42 年	ポリ袋によるごみの持ち出し、収集を開始 燃やすごみ（週 2 回）収集を開始 伊勢原町清掃美化審議会の発足 第 1 回衛生委員大会の開催
44 年	伊勢原清掃工場 20t/日焼却施設の完成
45 年	不燃物（年 6 回）収集を開始
46 年	市制施行 組合名称の変更「秦野市伊勢原市清掃組合」 子易不燃物処理場の完成（圧縮 6t/日、破砕 30t/日）
47 年	「伊勢原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定 不燃物収集回数の変更（月 1 回） 伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設の完成
48 年	不燃物収集回数の変更（年 18 回（20 日に 1 回））
50 年	組合名称の変更「秦野市伊勢原市環境衛生組合」 （ごみ処理に加え斎場施設の設置及び管理を共同で行う）
51 年	伊勢原清掃工場 180t/日焼却施設の完成
57 年	燃やすごみ収集の一部民間委託を開始
58 年	栃窪一般廃棄物最終処分場の完成
59 年	使用済乾電池の最終処分の民間委託を開始 生ごみ処理容器斡旋補助を開始
60 年	伊勢原清掃工場 90t/日焼却施設の完成

年	内 容
昭和62年	不燃物（月2回）収集における民間委託を開始（燃やすごみは直営）
	燃やすごみ（週3回）収集の段階実施
	事業系一般廃棄物許可制度を開始
63年	燃やすごみ（週3回）収集を市全域で実施
平成元年	粗大ごみ戸別収集を開始
3年	環境美化センターの完成
4年	大田地区資源回収を開始
5年	栗原一般廃棄物最終処分場（第一期）の完成
	伊勢原市廃棄物減量等推進員の設置
	成瀬地区資源回収を開始
6年	伊勢原北・南地区資源回収を開始
7年	「伊勢原市ごみ処理等の適正化に関する条例」制定
	粗大ごみの有料化
	大山・高部屋・比々多地区資源回収を開始
8年	資源収集品目に布類・古布を追加
9年	びん類分別収集を開始
10年	資源収集品目に廃食用油を追加
11年	栗原一般廃棄物最終処分場（第二期）の完成
12年	シルバー人材センター協定事業による粗大ごみリサイクル事業の実施
14年	ふれあい収集を開始
15年	家庭用電動式生ごみ処理機購入費補助を開始
17年	粗大ごみ持込分現金取扱を開始
18年	電動式せん定枝粉碎機貸出制度を開始
19年	分別収集に向けたごみ収集体制の変更（燃やすごみは委託、不燃物は直営）
20年	容器包装プラスチック等分別収集を開始
	燃やすごみ収集の市全域民間委託を開始
	資源リサイクルセンターの完成
23年	燃やすごみ収集回数の変更（週2回）
25年	使用済小型家電リサイクル事業（かながわモデル）を開始
	はだのクリーンセンター（200t/日）の完成
26年	布団のリサイクル事業を開始
29年	せん定枝資源化事業を開始
令和元年	せん定枝資源化事業を草木類まで拡大
2年	木質系粗大ごみ資源化事業を開始
3年	容器包装プラスチック収集の民間委託を開始

2. ごみ処理の体系

現行のごみ処理体系は、図 2-1 に示すとおりです。

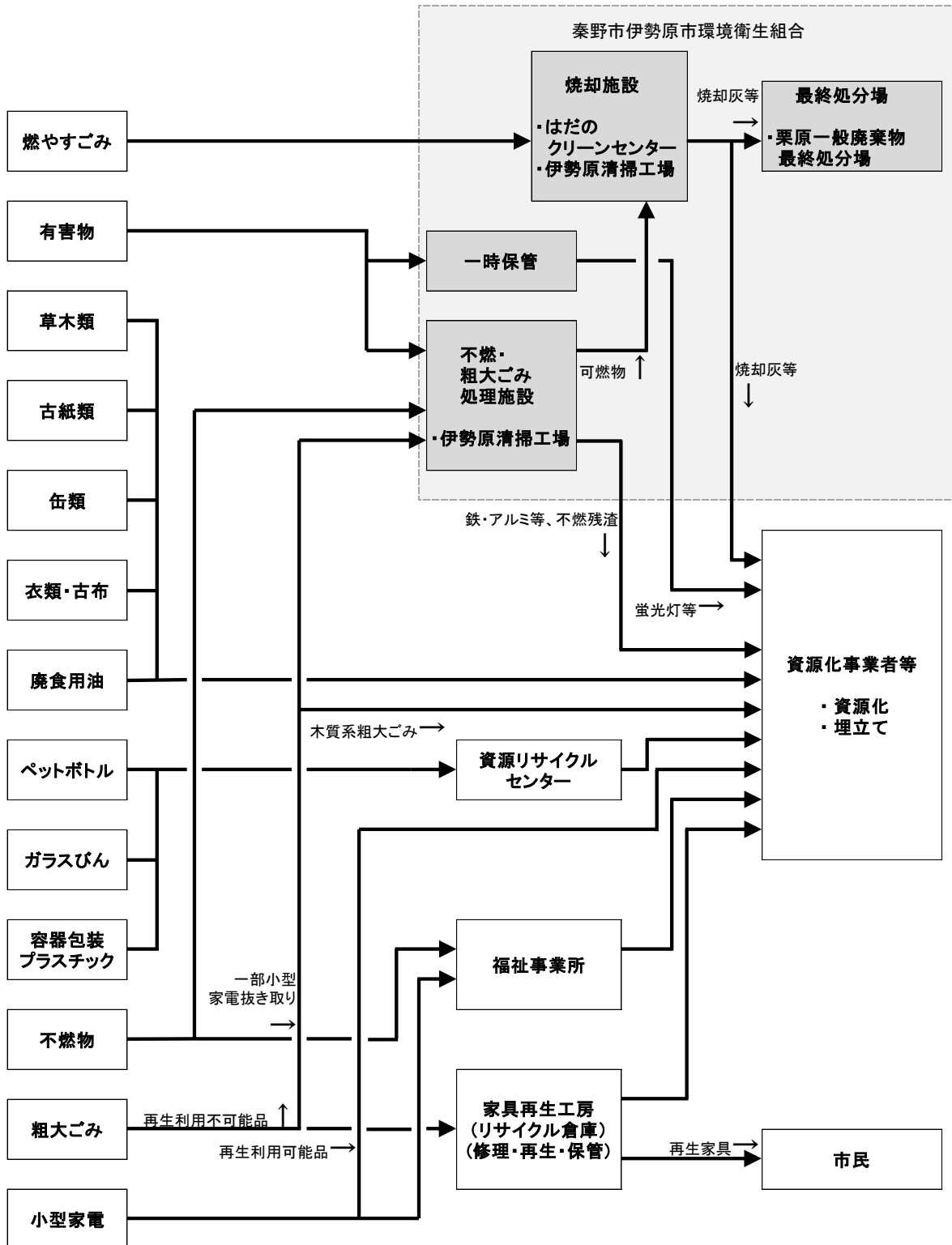


図 2-1 現行のごみ処理体系

3. ごみ処理の体制

ごみ処理の体制は、表 2-2 に示すとおりです。（「秦野市伊勢原市環境衛生組合」を以下「環境衛生組合」という。）

表 2-2 ごみ処理の体制

区分	品目	実施主体
収集運搬	燃やすごみ	委託業者
	不燃物・有害物 (小型家電を含む)	本市
	粗大ごみ	
	草木類	個人・本市
	事業系一般廃棄物	許可業者
	事業系一般廃棄物 (家庭ごみに準ずるもの)	委託業者
	直接搬入ごみ	個人・事業者
	容器包装プラスチック	委託業者
	ペットボトル	資源回収事業者
	ガラスびん(3色)	本市
	古紙類 缶類 衣類・古布 廃食用油	資源回収事業者
中間処理	燃やすごみ	環境衛生組合
	不燃物・有害物	
	事業系一般廃棄物	
	事業系一般廃棄物 (家庭ごみに準ずるもの)	
	直接搬入ごみ	
	粗大ごみ	環境衛生組合・資源化事業者
	容器包装プラスチック	本市(資源リサイクルセンター)
	ペットボトル	
	ガラスびん(3色)	
	草木類	資源化事業者
	小型家電	福祉事業所・資源化事業者
古紙類 缶類 衣類・古布 廃食用油	資源化事業者	
最終処分	焼却残渣	環境衛生組合 (栗原一般廃棄物最終処分場への埋立処分、 民間委託による資源化または埋立処分)
	不燃残渣	環境衛生組合 (民間委託による資源化または埋立処分)

本計画の推計値は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言が発令されたことなどによる外出自粛や休業要請、テレワークなど異例の事態が続いた令和2年度実績値は参考値にとどめ、影響の少ない令和元年度までの値から将来推計をしています。

4. ごみ排出量の推移

(1) 総ごみ排出量等の推移

総ごみ排出量等の推移は、表 2-3 及び図 2-2 に示すとおりです。

総ごみ排出量は、平成 23 年度の 33,153t から緩やかな減少傾向にあり、令和元年度には 30,971t まで減少しています。

市民一人 1 日当たりのごみ排出量については、平成 23 年度から令和元年度まで過去 9 年間で、67 g/人日減少しており、令和元年度における本市実績を、神奈川県全域の県民一人 1 日当たりのごみ排出量と比較すると 17g/人日少なくなっています。

表 2-3 総ごみ排出量等の推移

区分		年度									
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総ごみ排出量※1	(t/年)	33,153	33,101	32,961	32,437	32,476	31,943	31,278	31,108	30,971	30,766
市民一人1日当たりのごみ排出量	(g/人日)	898	898	895	880	877	860	839	832	831	826
家庭ごみ	(g/人日)	782	778	769	750	744	724	697	684	687	703
事業系ごみ	(g/人日)	116	120	126	130	133	136	142	147	144	122
県民一人1日当たりのごみ排出量※2	(g/人日)	930	923	907	894	884	872	859	846	848	—

※1 総ごみ排出量とは、家庭ごみと事業系ごみの合計をさす。

※2 出典：「令和元年度 神奈川県一般廃棄物処理事業の概要（令和3年7月）」（人口は毎年10月1日時点）

注）細項目は端数処理をしているため、合計と必ずしも一致しない。

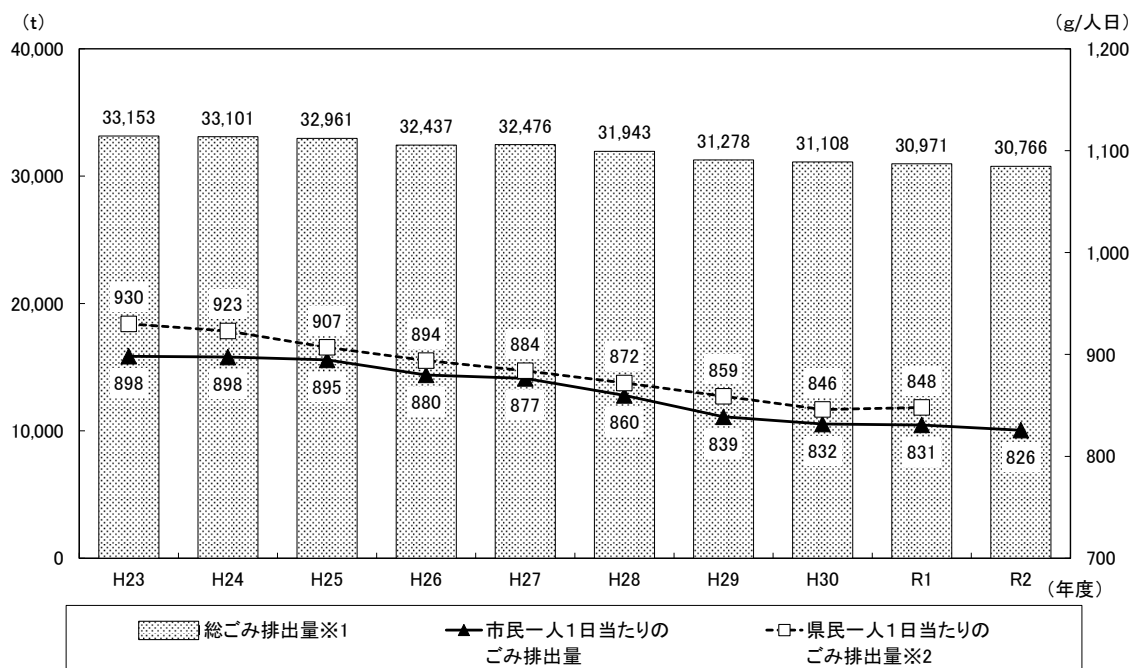


図 2-2 総ごみ排出量等の推移

(2) 家庭ごみ及び事業系ごみの排出量の推移

家庭ごみ及び事業系ごみの排出量の推移は、表 2-4 及び図 2-3 に示すとおりです。

家庭ごみは、平成 23 年度の 28,869t から緩やかな減少傾向にあり、令和元年度には 25,592t まで減少しています。

事業系ごみは、平成 23 年度の 4,284t から徐々に増加し平成 30 年度には 5,517t になりましたが、令和元年度は 5,379t へと減少に転じました。

表 2-4 家庭ごみ及び事業系ごみの排出量の推移

区分		年度									
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総ごみ排出量	(t/年)	33,153	33,101	32,961	32,437	32,476	31,943	31,278	31,108	30,971	30,766
家庭ごみ排出量	(t/年)	28,869	28,683	28,341	27,634	27,547	26,889	25,974	25,591	25,592	26,204
事業系ごみ排出量	(t/年)	4,284	4,418	4,620	4,803	4,929	5,054	5,304	5,517	5,379	4,562

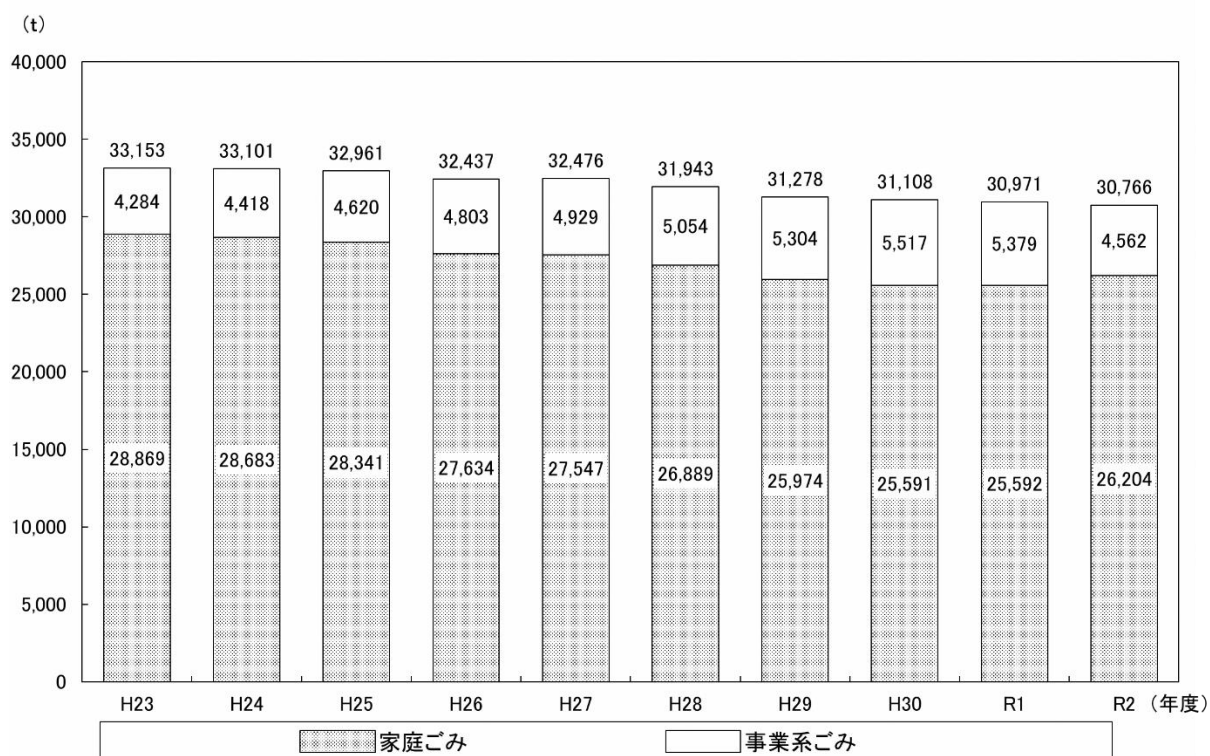


図 2-3 家庭ごみ及び事業系ごみの排出量の推移

5. 資源化量の推移

資源化量の推移は、表 2-5 及び図 2-4 に示すとおりです。

資源化量は、平成 25 年度には 7,276t まで増加したものの、それ以降は減少傾向にありましたが、令和元年度には増加に転じ、6,954t となりました。

資源化率も同様に推移し、令和元年度には 22.5%となっています。

表 2-5 資源化量の推移

区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
		資源化量(中間処理後含む)	(t/年)	6,995	6,919	7,276	7,070	6,980	5,891	5,952	5,923
資源化量	(t/年)	6,058	5,909	5,715	5,221	4,997	4,704	4,753	4,763	4,964	5,383
施設での資源化量	(t/年)	937	1,010	1,561	1,849	1,983	1,187	1,199	1,160	1,990	1,932
資源化率(中間処理後含む)	(%)	21.1	20.9	22.1	21.8	21.5	18.4	19.0	19.0	22.5	23.8

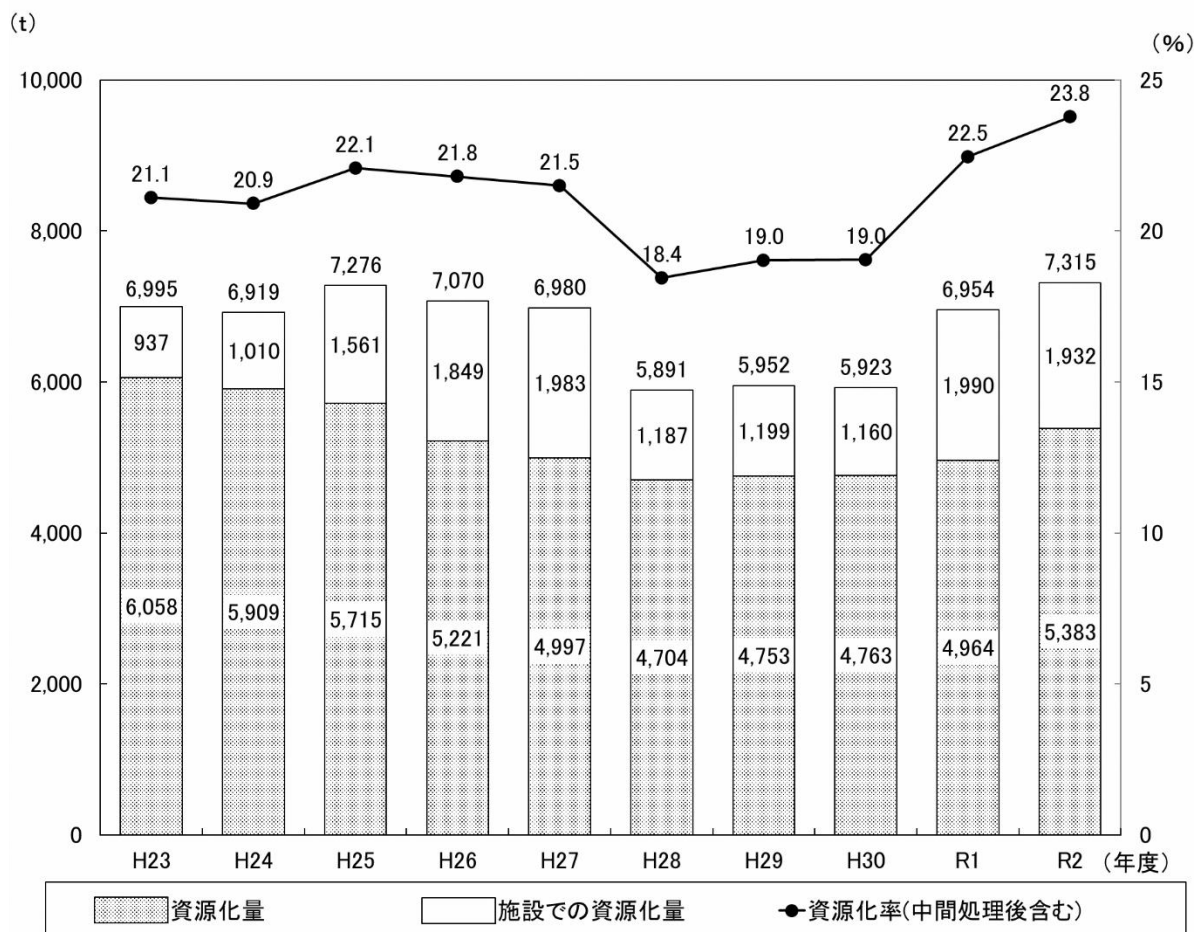


図 2-4 資源化量の推移

6. 同規模都市との比較

本市と人口が同規模な都市とごみ量等を比較した結果は、図 2-5 に示すとおりです。

グラフは、本市と人口が同規模な都市の平均値を「100」として示しています。本市の水準（平均値と比較してどの程度か）は口の中に示した数値になります。

数値の比較の仕方は下記のとおりです。

- 平均よりも高いほうが良いもの：資源化率
- 平均よりも低いほうが良いもの：総ごみ排出量、家庭ごみ排出量、事業系ごみ排出量、直接焼却量、最終処分率

家庭ごみ排出量や資源化率は他都市と同程度の水準ですが、事業系ごみ排出量や直接焼却量は、他都市よりも少なくなっています。

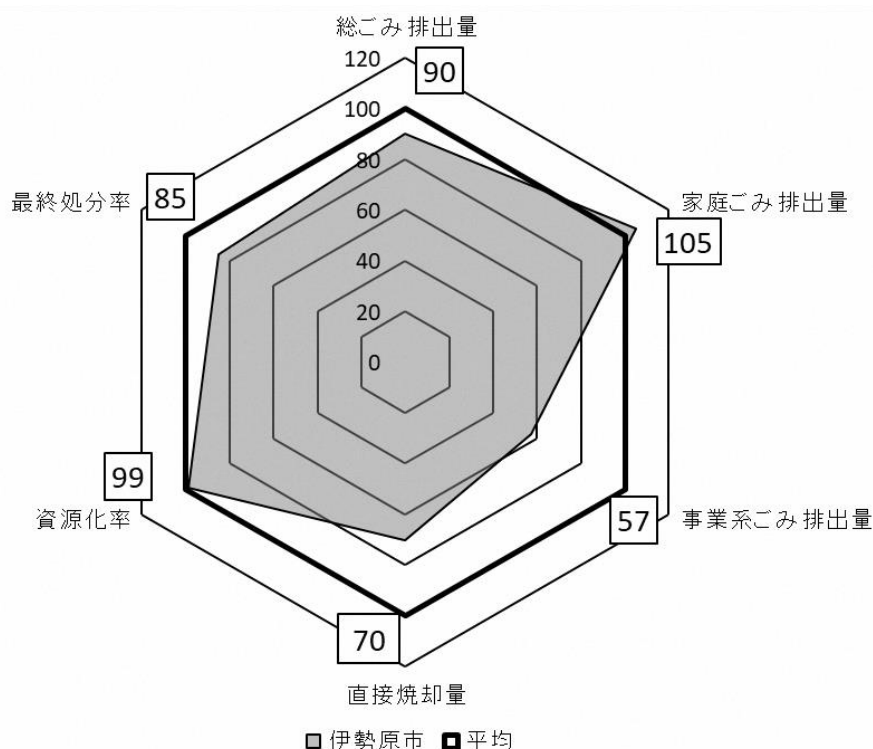


図 2-5 同規模都市との比較

注 1) 同規模都市（人口 10～20 万人規模の都市）150 都市程度の平均値を「100」とする

注 2) 総ごみ排出量、直接焼却量、家庭ごみ排出量及び事業系ごみ排出量は原単位(g/人・日)で比較

注 3) データは環境省 一般廃棄物処理実態調査（令和元年度）を使用

総ごみ排出量：総ごみ排出量とは、家庭ごみと事業系ごみの合計

家庭ごみ排出量：一般家庭から排出された廃棄物の量

事業系ごみ排出量：事業活動に伴って生じた廃棄物の量

直接焼却量：収集した廃棄物のうち、直接焼却施設へ搬入した量

資源化率：総ごみ排出量のうち、資源化した量の割合

最終処分率：総ごみ排出量のうち、最終処分した量の割合

7. 家庭から排出される燃やすごみの組成割合の推移

家庭から排出される燃やすごみ組成割合の推移は、図 2-6 に示すとおりで、令和2～3年度は厨芥類の占める割合が最も多く、次いで紙類、プラスチック類となっています。

本計画策定時（平成28年度）の調査では厨芥類の占める割合が約27%でしたが、今回（令和3年度）では約35%に上がりました。厨芥類の増加は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急事態宣言等による外出の自粛や在宅勤務・学習が増えたことによるものと考えられます。

また、木・竹・わら類の占める割合が約25%でしたが、草木類の資源化の実施により約9%と低くなっています。

なお、今回のごみ組成調査は令和2年度の9月、12月、3月及び令和3年度の6月に実施した年間平均割合（年間値）を示しています。

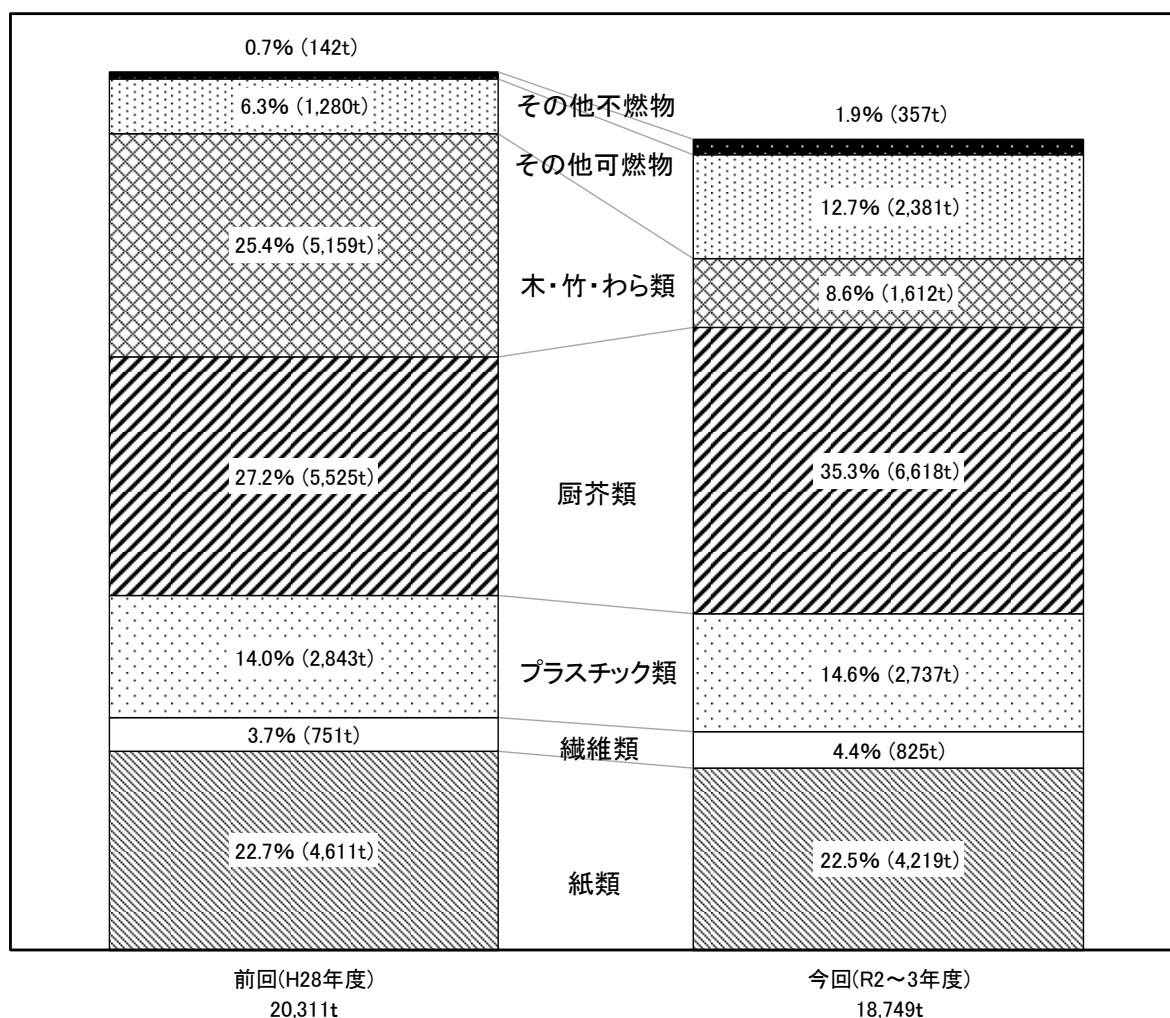


図 2-6 燃やすごみ量と組成割合の推移

8. ごみ処理費用の推移

ごみ処理費用の推移は、表 2-6 及び図 2-7 に示すとおりです。

ごみ処理に要する費用には収集運搬費（ごみ及び資源を収集運搬する費用）と処理処分費（中間処理費、最終処分費）があり、令和元年度の実績においては、合計で年間約 12 億 300 万円、これを市民一人当たりで換算すると約 1 万 2 千円を要しています。

表 2-6 ごみ処理費用の推移

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	総額	(千円)	1,088,948	1,168,005	1,261,420	1,227,622	1,203,018
収集運搬費	(千円)	594,920	584,906	578,898	570,051	577,505	577,809
中間処理費	(千円)	462,453	508,746	512,098	477,075	491,079	529,224
最終処分費	(千円)	30,776	73,628	169,655	179,721	133,595	122,702
その他	(千円)	799	725	769	775	839	943
人口	(人)	101,514	101,787	102,157	102,470	102,137	102,088
市民一人当たり ごみ処理費用	(円)	10,727	11,475	12,348	11,980	11,778	12,055

注) 人口は国勢調査及び推計人口（各年度 10 月 1 日現在、外国人登録人口含む）

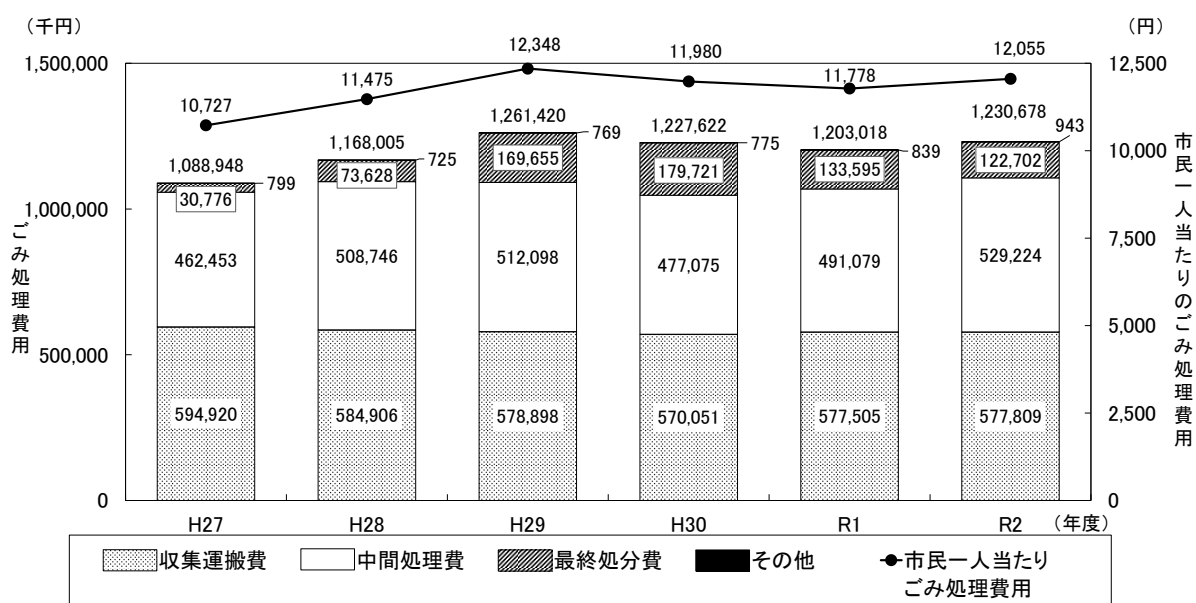


図 2-7 ごみ処理費用の推移

9. ごみ処理にかかる環境配慮

近年、ごみの分別やリサイクルの徹底などの施策が浸透した結果、家庭ごみ排出量は減少傾向にあります。この取組の定着を図りつつ、ごみ焼却量をこれまで以上に削減し、持続可能な社会の形成を進めていく観点等から平成 29 年 11 月からせん定枝の資源化を開始し、令和元年 11 月からは刈草や落ち葉を含めた草木類として対象の範囲を拡大しました。収集した草木類は主に堆肥として資源化しています。

また、粗大ごみのうち、木質部を抜き出し、資源化事業者へ引き渡したのち、チップ燃料や再生パルプの原料とする取組を進めています。

さらに、福祉事業所と連携して、専用ボックスでの回収や不燃物として排出された携帯電話やゲーム機など、使用済み小型家電の基板などからレアメタルや有用金属を資源として回収する「小型家電リサイクル事業」に取組み、新たな天然資源の採掘を抑制することで、環境負荷の低減に寄与しています。

社会全体で持続可能な社会の形成に向けた機運が高まる中、本市においても 2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロと、気候変動に強いまちを目指す「ゼロカーボンシティいせはら」を宣言しています。

ごみ処理においても、長期的な視点に立ち、更なるごみの減量化・資源化を推し進め、環境配慮に取り組んでいきます。

第2節 ごみ処理の課題

平成 27 年 9 月に開催された国連サミットにおいて、「SDGs（持続可能な開発目標）」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な社会を構築するために国際社会が協調して取り組むべき目標が示されました。国際社会が目標として掲げているビジョンは、「豊かで美しい地球環境が保全された世界」です。そして、このビジョンを実現する上で、ごみの減量や資源の有効利用は重要なテーマとなっています。

1. 目標到達の状況

策定当初の計画では、令和 3 年度を中間目標、令和 13 年度を最終目標として設定しています。令和元年度実績値と当初計画の推計値との比較は、表 2-7 に示すとおりで、令和元年度時点で資源化率を除く全ての項目で推計値に到達しています。

このような結果や今後のごみ焼却施設維持管理費等の諸課題を踏まえ、更なるごみの排出抑制・資源化施策を推進する必要があります。

表 2-7 令和元年度実績値と当初計画の推計値との比較

項目	年度	R1年度		当初計画に対する 到達度
		実績値	当初計画の推計値	
総ごみ排出量(t/年)		30,971	31,777	到達
(原単位(g/人・日))		(831)	(866)	到達
焼却対象量(総量) ^{※1} (t/年)		25,043	25,363	到達
(原単位(g/人・日))		(672)	(691)	到達
資源化率(%) ^{※2、※3}		22.5	23.7	未到達

※1 焼却対象量とは、家庭ごみと事業系ごみの可燃ごみ、可燃性粗大ごみ等のごみ量

※2 資源化率(%) = (資源化量 / 総ごみ排出量) × 100

※3 資源化率は、中間処理後の資源化量も含んだ数値

2. ごみの排出抑制と焼却処理施設の課題

総ごみ排出量は施策の浸透等により、近年緩やかな減少傾向となっています。

策定当初の計画では、老朽化が進んでいる伊勢原清掃工場 90 t / 日焼却施設を令和 7 年度末までに稼働停止し、はだのクリーンセンター 1 施設による焼却処理体制への移行を目指すとしています。しかし、ごみの減量が順調に推移しており、伊勢原清掃工場 90 t / 日焼却施設の維持管理に多大な費用が発生していることを踏まえ、本市、秦野市及び環境衛生組合の 3 者による再検討を行った結果、伊勢原清掃工場 90 t / 日焼却施設の稼働停止時期を令和 5 年度末までに前倒しし、はだのクリーンセンター 1 施設による焼却処理体制への早期移行を目指すこととしました。

はだのクリーンセンター 1 施設で安定的に処理できるごみ量を維持するためには、家庭ごみ及び事業系ごみの分別の徹底や、減量化・資源化を更に促進する必要があります。

また、令和 3 年度までにごみの減量が計画どおり進まなかった場合、ごみ排出量に応じた負担の公平性及び排出抑制をより一層推進する観点から、家庭ごみの有料化導入に向けた検討を進める必要があるとしていました。しかし、家庭ごみは順調に減量が図られていることから、はだのクリーンセンター 1 施設での安定的な処理を確保することを目的としての家庭ごみの有料化に向けた検討は見送るものとしましたが、ごみ排出量に応じた負担の公平性及び排出抑制等の観点や、今後の情勢によっては、改めて有料化に向けた検討が必要となる場合もあります。

3. 社会的動向からみた課題

- ごみの適正処理や資源化を図る新たな技術やシステム等が開発される中、その導入については、技術の成熟度や費用対効果等、幅広い視点による検討が必要です。
- 持続可能な社会の発展に向け、天然資源の消費抑制及び環境負荷の低減を図るため、排出抑制、再使用、再生利用の促進が求められています。
- ライフスタイルや価値観の多様化等が進む中、収集場所に係るごみの持ち出しや適正管理に関する問題が散見されています。また、分別収集品目の増加に伴ってごみ出しルールの周知徹底が求められています。
- 高齢者の単身世帯の増加や、要介護・要支援者の増加等に伴い、ごみ出しに課題を抱える事例が生じており、ごみ出しへの支援（「家庭ごみふれあい収集」等）が求められています。
- 大震災や近年頻発する暴風雨などを契機に、安全・安心に対する意識が高まっていることを踏まえ、大規模災害発生時にごみ等の収集業務や災害廃棄物の処理等への迅速な対応が図れるような体制の整備が求められています。

- 地域の特性や資源の性質に応じた最適な循環を形成するとともに、自然環境保全にも配慮した取組が求められています。
- 国内では、まだ食べられるのに廃棄される食品が年間で約 570 万 t 排出されると推計されており、食品ロスの削減が求められています。
- 海洋プラスチック及び気候変動に関する問題や、諸外国の廃棄物輸入規制強化等の対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっている中、包括的な資源循環体制の強化が求められています。

4. 処理体制上の課題

- 市民のリサイクル意識の高まりに対応した、資源の収集・処理体制の整備が求められています。
- 資源リサイクルセンターが老朽化しているため、機械設備が故障するリスクへの対処など、管理運営の課題があります。
- 安全・安心で安定したごみ処理を行うため、環境衛生組合及び秦野市との協力・連携が重要になります。
- 焼却処理をはだのクリーンセンター1施設体制に移行するため、一層の排出抑制と資源化により、ごみの減量を推進する必要があります。
- 伊勢原清掃工場の 90t/日焼却施設及び粗大ごみ処理施設の老朽化が進んでいるため、地域環境に十分配慮するとともに、施設の停止や整備を見据えた適正な維持管理と運営を行う必要があります（実施主体は環境衛生組合）。
- 技能労務職員数の減に伴う新たな収集体制の構築が必要です。
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく製品プラスチックの分別収集・再資源化への動向を注視しつつ、導入を視野に入れた対応が必要です。

第3節 ごみ処理行政の動向

1. 国及び県の目標

(1) 国の目標

国は、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」及び第四次循環型社会形成推進基本計画中で、廃棄物の減量化について表 2-8 のとおり施策目標を定めています。

表 2-8 国の施策における目標値

区分	基準年度	目標年度	目標値	出典
総排出量	平成 24 年度	令和 2 年度	12%削減	廃棄物処理基本方針
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	—	令和 7 年度	440g	第四次循環型社会形成推進基本計画
再生利用率	平成 24 年度	令和 2 年度	約 27%に増加	廃棄物処理基本方針
最終処分量	平成 24 年度	令和 2 年度	約 14%削減	廃棄物処理基本方針

(2) 県の目標

神奈川県は、廃棄物施策を推進するため、平成 13 年度に「神奈川県廃棄物処理計画」を策定しましたが、循環型社会づくりに向けた方向性を端的に示すため「神奈川県循環型社会づくり計画」と名称を変更し、平成 24 年 3 月に策定したのち、平成 29 年 3 月に改訂しました。この中で、「廃棄物ゼロ社会」を目指し、排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量について、表 2-9 のとおり目標を定めています。

表 2-9 神奈川県循環型社会づくり計画における目標値

	基準			将来推計					
	平成 21 年度			平成 28 年度			令和 3 年度		
	構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数	
排出量(万t)	313	100%	100	295 (301)	100% (96)	94 (96)	278 (292)	100% (94)	89 (94)
(生活系)(万t)	240	77%	100	225 (233)	76% (77%)	94 (97)	221 (227)	79% (78%)	92 (95)
(事業系)(万t)	73	23%	100	70 (68)	24% (23%)	96 (93)	57 (65)	21% (22%)	78 (90)
再生利用量(万t)	76	25%	100	80 (85)	27% (28%)	105 (112)	86 (91)	31% (31%)	113 (119)
減量化量(万t)	207	66%	100	191 (190)	65% (63%)	92 (91)	170 (176)	61% (61%)	82 (85)
最終処分量(万t)	29	9%	100	23 (26)	8% (9%)	79 (91)	22 (25)	8% (8%)	77 (84)

※()内は、平成 24 年 3 月改定時の将来推計値

2. 個別施策

(1) 国の施策

国では、循環型社会の構築を目指し、「循環型社会形成推進基本法」に基づいた「循環型社会形成推進基本計画」を平成 15 年 3 月に定め、各種施策を推進しています。平成 30 年 6 月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画では、国において、次の取組を実践することとしています。

- ・持続可能な社会づくりとの統合的取組
- ・多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ・ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ・適正処理の更なる推進と環境再生
- ・万全な災害廃棄物処理体制の構築
- ・適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- ・循環分野における基盤整備

(2) 県の施策

神奈川県では「神奈川県循環型社会づくり計画」において、廃棄物の削減、循環型社会構築のための施策事業を推進しています。

施策事業の概要は、表 2-10 に示すとおりです。

表 2-10 神奈川県循環型社会づくり計画の施策事業（平成 29 年度の実施内容）

大柱	中柱	小柱	概要
1.資源循環の推進	1.一般廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進	(1)生活系ごみの3Rの推進	県民一人ひとりの「ものを大切にする」行動が促進されるよう、普及啓発に取り組むとともに、3Rを推進する事業者への支援を行います。また、市町村への情報提供・技術的支援に努めます。
		(2)事業系一般廃棄物の3Rの推進	事業系一般廃棄物について、市町村と連携しながら排出抑制や再使用、再生利用の取組を促進します。また、県自らも再生利用等を推進します。
		(3)広域的なごみ処理と各種リサイクル制度の推進	市町村の相互の連携・協力により策定された「ごみ処理広域化実施計画」の推進を図り、ごみの適正処理による環境負荷の低減及び各種リサイクル制度の推進による循環型社会づくりに向けた取組を進めます。
	2.産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進	(1)産業廃棄物の3Rの推進	事業者は、事業活動に伴い排出される廃棄物について、自らの責任で適正に処理しなければならないことから、廃棄物処理法に基づく政令市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市）と連携して、事業者による生産工程等での自主的な排出抑制や再使用、再生利用などの取組を促進します。また、太陽光発電等の成長分野に対しても3Rの取組が定着するよう、情報提供などにより事業者の取組を支援します。
		(2)建設廃棄物の3Rの推進	今後とも高い水準で排出されることが想定される建設廃棄物について、建物の長寿命化等による排出抑制や、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）等に基づく再資源化の取組を推進します。
		(3)上下水道汚泥等の3Rの推進	上水道における浄水過程で発生する汚泥や下水道における下水処理の過程で発生する汚泥等について、減量化や再生利用の取組を推進します。
	3.人材の育成と広域連携の推進等	(1)環境教育・学習及び人材育成の推進	循環型社会の実現に向け、「自ら考え、選択して行動する人」を育てるため、学校や家庭、地域における環境教育・学習を通じて環境活動を支援します。
		(2)県域を越えた広域的な取組の推進	首都圏などの廃棄物問題に対して、他の都県市と連携・協力し、廃棄物の排出抑制等などについて、広域的な取組を推進します。
		(3)環境関連技術の研究、開発の推進	再生利用技術や適正処理技術などの環境関連技術の研究、開発を推進します。

大柱	中柱	小柱	概要
2.適正処理の推進	1.廃棄物の適正処理の推進	(1)一般廃棄物の適正処理の推進	一般廃棄物処理施設の整備、維持運営の支援などにより、一般廃棄物の適正処理を推進します。
		(2)産業廃棄物の適正処理の推進	排出事業者及び処理業者に対し、産業廃棄物の適正な保管や処理の指導を行うとともに、関係団体と協力して、優良な廃棄物処理業者を育成・支援します。
		(3)有害物質を含む廃棄物等の計画的な処理	アスベスト等の有害物質を含む廃棄物等の適正処理を促進するとともに、ダイオキシン類対策等で休廃止し、解体されずに残っている焼却施設の計画的な解体・撤去を推進します。
	2.PCB廃棄物の確実な処理	(1)PCB廃棄物の確実な処理	PCB廃棄物等について、県PCB廃棄物処理計画に基づき、期限までに確実に処理を完了します。
	3.不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進	(1)不法投棄を許さない地域環境づくり	不法投棄を許さない地域環境づくりをめざして、不法投棄撲滅に向けた県民、事業者、NPO等と連携・協力した取組や監視活動を行います。
		(2)産業廃棄物の不適正処理対策の推進	今後とも、高い水準で排出されることが想定される建設廃棄物等について、適正な処理を行うよう指導を徹底し、不適正処理事案に対して厳正に対応します。
		(3)不法投棄の現状回復に向けた取組	不法投棄の常習化、大規模化を防ぐため、不法投棄の原状回復を行うなど、地域の実情に応じた効果的な取組を進めます。
	4.海岸美化等の推進	(1)海岸美化や海岸漂着物対策の推進	相模湾が国際的に注目されることも見据え、本県の美しい海の環境を守るため、神奈川県海岸漂着物対策地域計画に基づき、県、沿岸13市町及び公益財団法人かながわ海岸美化財団が連携・協力し、海岸清掃事業や美化啓発活動を推進します。
		(2)美化キャンペーン等普及啓発の実施	住む人、訪れる人が快適に過ごせる美しい県土を守るため、多様な主体と連携した河川や丹沢大山等における美化キャンペーン及び広報活動の取組を推進します。
	3.災害廃棄物対策		

第3章 人口とごみ量の将来予測

第1節 人口の予測

本市の人口は、令和元年10月1日現在で102,137人となっています。

また、本計画における将来人口推計では、総人口は本計画の最終目標年度である令和13年度には98,284人となり、令和元年度の102,137人より約4,000人（約4%）減少すると予測されます。

人口の実績及び将来推計人口は、表3-1及び図3-1に示すとおりです。

表 3-1 将来推計人口

本計画の 人口推計値 (人)	(実績)		(推計)		
	H27	R1	R3	R8	R13
		101,514	102,137	101,861	100,531
策定当初 計画の 人口推計値 (人)	(実績)	(推計)			
	H27	R1	R3	R8	R13
	101,514	100,558	99,897	97,627	94,592

※本計画の人口推計値は、「令和2年度伊勢原市次期総合計画策定基礎調査における将来推計人口結果」を用いている。

※当初計画の平成28年度以降の推計値については、次の方法により設定した。

- ① 平成27年度実績値と「社人研推計値（平成25年3月公表）」との差分を算出した。
- ② 上記①の差分を「社人研推計値（平成25年3月公表）」平成32、平成37、平成42、平成47年度人口にそれぞれ加算し、間の年度は直線的に推移するものとして算出した。

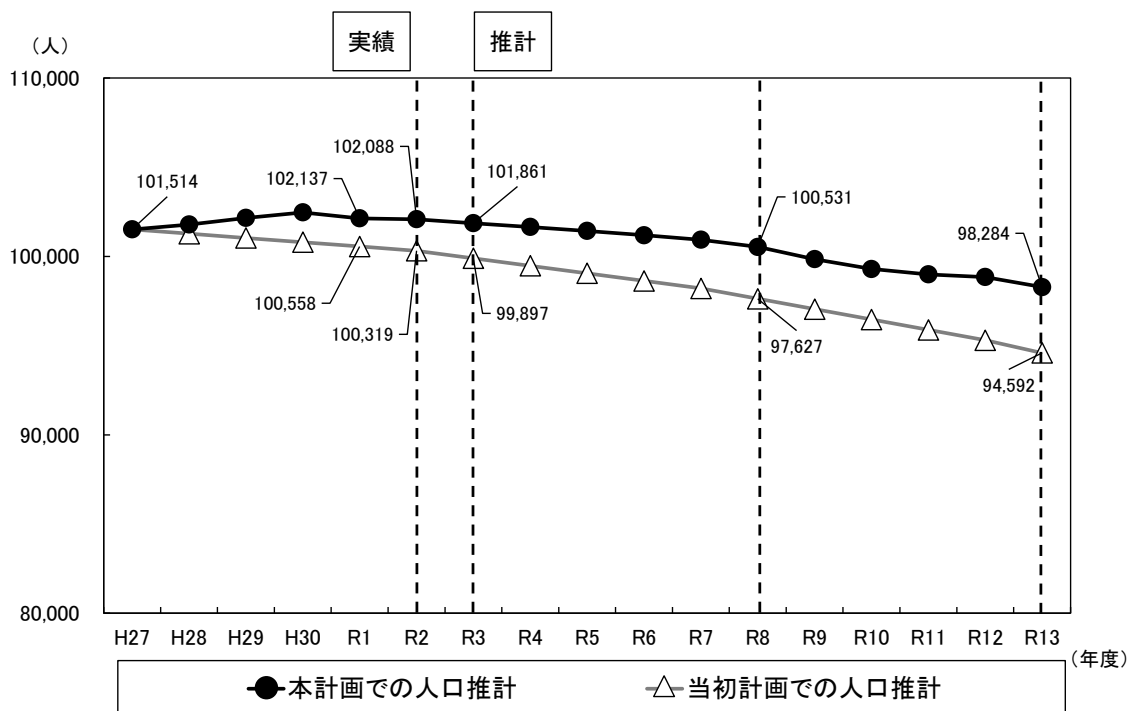


図 3-1 将来推計人口

第2節 ごみ量の予測

ごみ量の予測は、ごみの品目ごとの排出量を、ごみ減量化・資源化の施策を考慮した上で推計しました。それぞれの収集区分ごとの将来ごみ量の推計結果は表 3-2 及び図 3-2、図 3-3 に示すとおりです。

今後、資源化率は、分別の徹底や焼却灰の資源化を推進することで上昇を見込んでいます。また、人口減少が想定されるため、総ごみ排出量についての減量を見込んでいます。

表 3-2 ごみ量の予測

区分	年度	実績		推計			
		R1	R2	R3	R8	R13	
家庭ごみ	計画収集量 ①	(t/年)	25,174	25,710	25,125	24,403	23,603
	燃やすごみ ②	(t/年)	18,870	18,749	18,819	16,362	15,617
	不燃物	(t/年)	626	758	624	616	602
	粗大ごみ	(t/年)	734	836	632	623	609
	資源 ③	(t/年)	4,944	5,367	5,050	6,802	6,775
	自己搬入ごみ ④	(t/年)	398	478	397	392	383
	燃やすごみ ⑤	(t/年)	369	450	368	363	355
	不燃物	(t/年)	29	28	29	29	28
	集団資源回収 ⑥	(t/年)	20	16	20	20	19
	家庭ごみ計 ⑦=①+④+⑥	(t/年)	25,592	26,204	25,542	24,815	24,005
事業系ごみ	事業系ごみ ⑧	(t/年)	5,379	4,562	5,364	4,765	4,658
	減量率 (R1基準) =100-当該年度⑧/令和元年度⑧*100	(%)	0.0	15.2	0.3	11.4	13.4
	減量量 (R1基準) =令和元年度⑧-当該年度⑧	(t/年)	0	817	15	614	721
可燃ごみ排出量 ⑨=②+⑤+⑧	(t/年)	24,618	23,761	24,551	21,490	20,630	
総量	総ごみ排出量 ⑩=⑦+⑧	(t/年)	30,971	30,766	30,906	29,580	28,663
	ごみ排出量(資源除く) ⑪=⑩-(③+⑥)	(t/年)	26,007	25,383	25,836	22,758	21,869
	減量率 (R1基準) =100-当該年度⑪/令和元年度⑪*100	(%)	0.0	2.4	0.7	12.5	15.9
原単位	総ごみ排出量 ⑫=⑩/⑳/年間日数*10の6乗	(g/人日)	831	826	831	806	799
	家庭ごみ排出量 ⑬=⑦/㉑/年間日数*10の6乗	(g/人日)	687	703	687	676	669
	可燃ごみ排出量 ⑭=⑨/㉑/年間日数*10の6乗	(g/人日)	660	638	660	586	575
	ごみ排出量(資源除く) ⑮=⑪/㉑/年間日数*10の6乗	(g/人日)	698	681	695	620	610
	減量率 (R1基準) =100-当該年度⑮/令和元年度⑮*100	(%)	0.0	2.4	0.4	11.1	12.6
	減量量 (R1基準) =令和元年度⑮-当該年度⑮	(g/人日)	0	16	3	77	88
	総資源化量 ⑯=③+⑥	(t/年)	4,964	5,383	5,070	6,822	6,794
施設での資源化量 ⑰	(t/年)	1,990	1,932	1,904	2,745	2,660	
総資源化量(中間処理後含む) ※1 ⑱=⑯+⑰	(t/年)	6,954	7,315	6,974	9,567	9,454	
資源化率 ⑲=⑱/⑩*100	(%)	16.0	17.5	16.4	23.1	23.7	
資源化率(中間処理後含む) ⑳=⑱/⑪*100	(%)	22.5	23.8	22.6	32.3	33.0	
人口 ㉑	(人)	102,137	102,088	101,861	100,531	98,284	

※1 総資源化量(中間処理後含む)=資源+施設による資源化量(焼却灰・回収鉄・非鉄類)

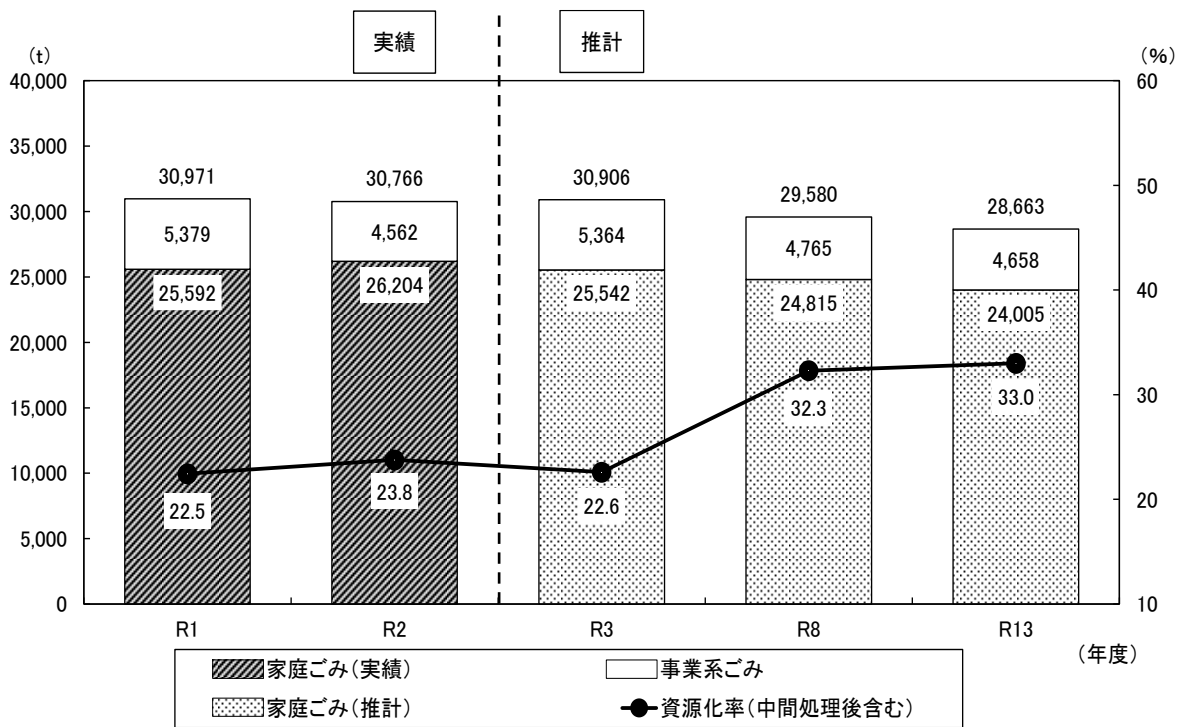


図 3-2 総ごみ排出量の予測

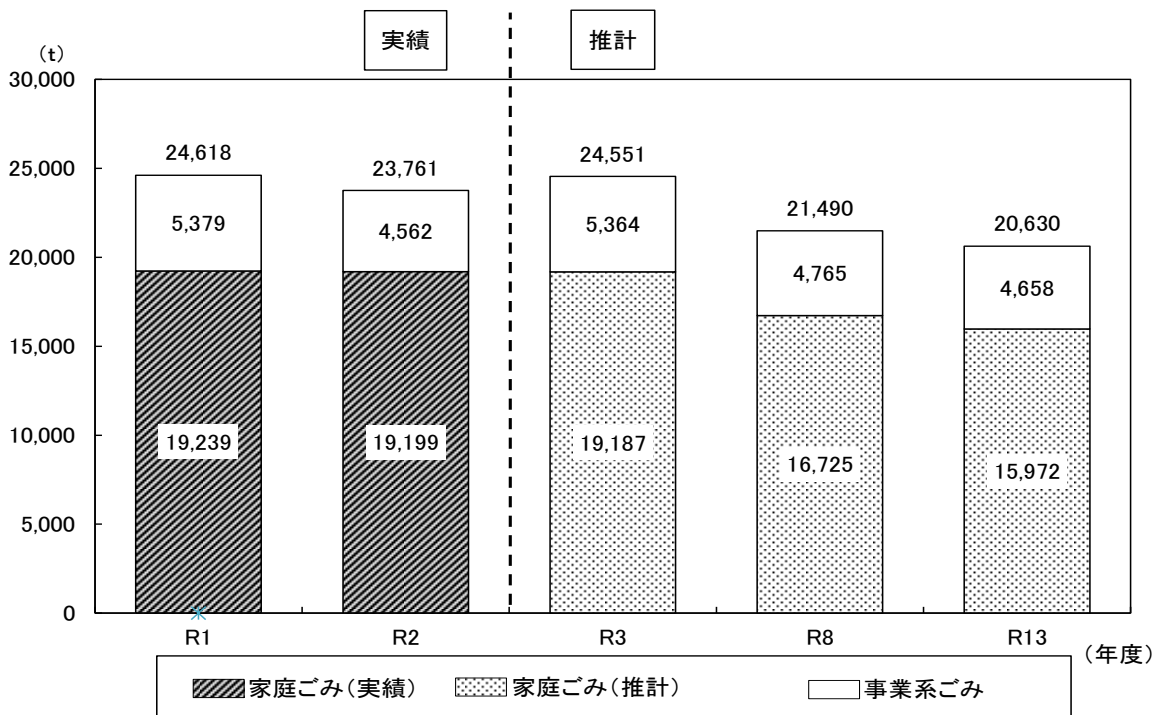


図 3-3 可燃ごみ排出量の予測

第4章 ごみ処理の基本方針

第1節 基本理念

“循環型社会の実現”

近年、世界的な天然資源の枯渇や温暖化をはじめとする地球環境問題、さらには大規模災害への備えなど、多様な課題の顕在化に伴い、廃棄物処理やリサイクルを取り巻く状況は大きく変化してきています。

策定当初の計画では、市民、事業者及び行政が協働し、省資源・省エネルギーについての理解を深め、意識の形成を図るとともに、低炭素社会や自然共生社会にも配慮した「循環型社会の実現」を基本理念に掲げ、実現を目指してきました。今後は、低炭素社会からさらに進んだ脱炭素社会の実現を目指した取組など、持続可能な社会の形成に向けた取組が国際的な潮流となってきています。

複数の課題の統合的解決を目指すSDGsも踏まえ、地域資源を持続可能な形で最大限活用し、持続可能社会の形成を目指します。

第2節 基本方針

目標達成のための基本方針は、次のとおりとします。

方針1 市民、事業者及び行政における協働体制の推進と役割の明確化

ごみの発生におけるさまざまな段階において、それぞれの役割を理解・自覚することでごみの排出抑制を推進します。

方針2 市民、事業者の自主的なごみの排出抑制とリサイクル活動の促進

市民、事業者の自主的なごみの排出抑制とリサイクル活動を促進するため、ごみ処理に関する啓発活動と、新たな仕組み作りに取り組んでいきます。

方針3 ごみの資源化を推進

現在、実施している草木類や木質系粗大ごみの資源化への取組を強化します。また、新たに製品プラスチックの分別収集・再資源化の検討を行います。

方針4 経済的、効率的なごみ処理の推進

ごみに関する市民活動団体や民間事業者の知識、技術、ネットワークを最大限活用して、経済的、効率的なごみ処理を推進します。

方針5 回収できない廃棄物の適正な処理・処分の推進

市では処理できない廃棄物への対応を明確にし、適正な処理・処分を推進します。

方針6 周辺環境に配慮した安全・安心な施設整備

環境衛生組合による広域処理体制において、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場、栗原最終処分場の周辺環境に配慮し、循環型社会に対応した安全で安心な施設運営を行います。

方針7 環境学習への取組

身近にあるごみ問題を通じ、正しい分別方法やリサイクルの大切さなどを学習する場を提供することで、自分たちのくらしや将来の地球環境について考え、行動できる人の育成につながる環境学習への取組を推進します。

第3節 市民・事業者・行政の役割

循環型社会の実現に向け、市民・事業者・行政の三者がごみの減量化・資源化に協働して取組み、相乗効果を上げていく必要があります。

ごみ処理に係る市民・事業者・行政の役割を図 4-1 に示します。

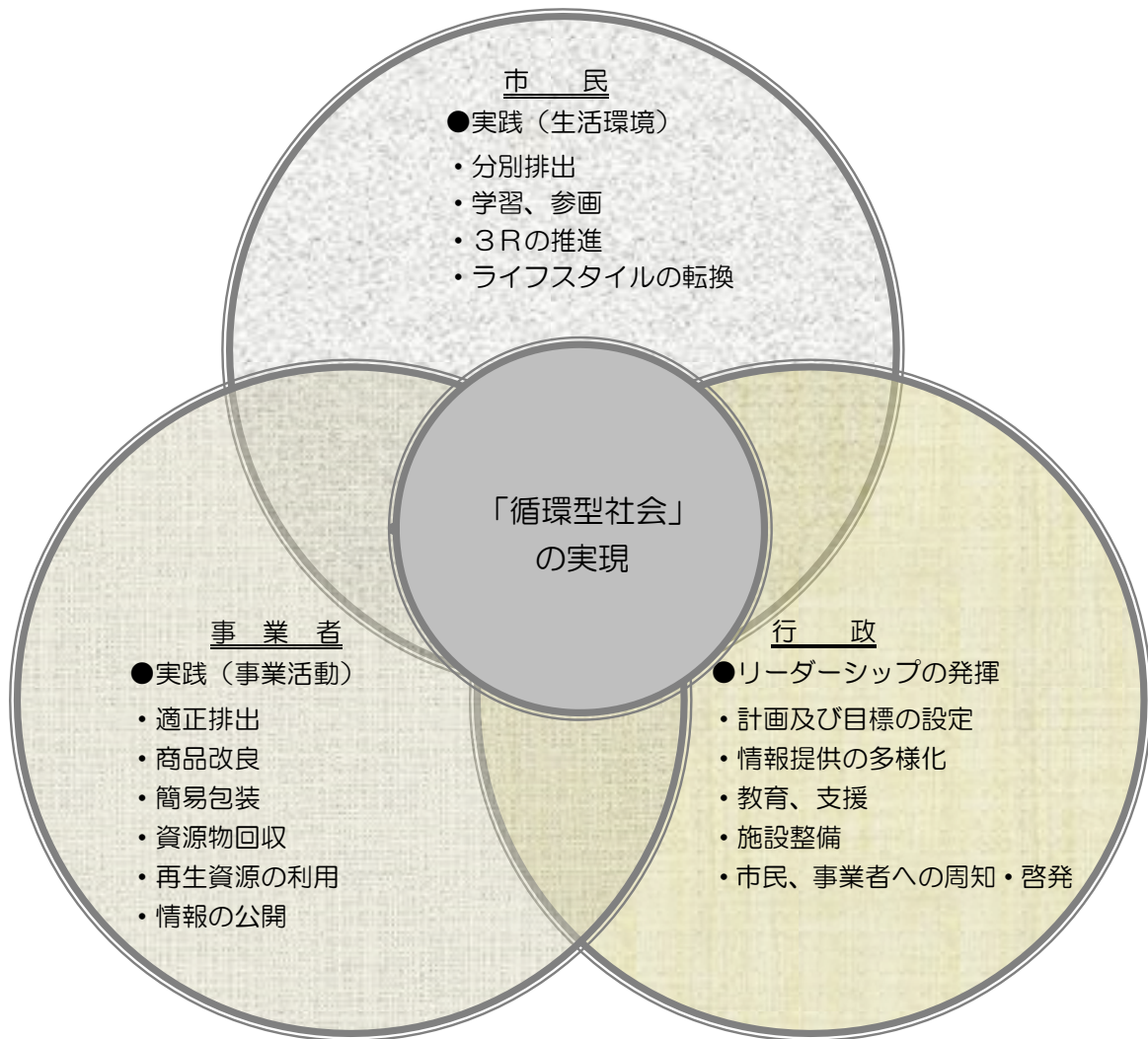


図 4-1 ごみ処理に係る市民・事業者・行政の役割

第4節 数値目標

本計画の数値目標は、表 4-1 に示すとおりです。

当初計画の数値目標は、「総ごみ排出量」、「焼却対象量」、「資源化率」としていましたが、本計画では「焼却対象量」に代えて「可燃ごみ排出量」としました。これは、「焼却対象量」が粗大ごみなどから出る焼却対象も含まれているのに対し、「可燃ごみ排出量」は、市民及び事業者から排出される可燃ごみの量を対象としており、より市民・事業者に分かりやすく、明確な目標であると考えたためです。

これら数値目標の達成を目指し、計画的かつ効率的に、ごみの減量化・資源化を推進するため、施策を展開していきます。

表 4-1 数値目標

項目	年度	実績 R1	数値目標	
			中間目標 R8	最終目標 R13
総ごみ排出量 ^{※1} (t/年)		30,971	29,580	28,663
(総ごみ排出量原単位 ^{※2}) (g/人・日)		(831)	(806)	(799)
可燃ごみ排出量 ^{※3} (t/年)		24,618	21,490	20,630
(可燃ごみ排出量原単位 ^{※4}) (g/人・日)		(660)	(586)	(575)
資源化率 ^{※5} (%)		22.5%	32.3%	33.0%

※1 総ごみ排出量 : 家庭から出る燃やすごみ・資源物・不燃ごみ・粗大ごみ、集団資源回収及び事業系ごみの合計

※2 総ごみ排出量原単位 : 総ごみ排出量に対し、市民1人が1日あたりに排出するごみの量

※3 可燃ごみ排出量 : 家庭から出る燃やすごみ量と事業系ごみ量の合計

※4 可燃ごみ排出量原単位 : 可燃ごみ排出量に対し、市民1人が1日あたりに排出するごみの量

※5 資源化率 : 総ごみ排出量のうち、中間処理後の資源化量も含んで資源化した量の割合
(資源化量/総ごみ排出量) × 100 (%)

第5節 施策体系

本計画の施策体系を図 4-2 に示します。

基本理念	基本方針	主要施策と基本目標	主な取組
循環型社会の実現	■方針1 市民、事業者及び行政における協働体制の推進と役割の明確化	I 排出抑制・資源化施策 1. 意識の啓発と実践活動の展開 市民・事業者の意識の高揚を図り、理解と協力を求めています	ア 市民への啓発推進 (ア)ごみ出しルールの徹底 (イ)効果的な啓発媒体の活用 (ウ)環境教育・生涯学習の推進 (エ)食品ロス削減の推進 (オ)地域環境保全の推進 (カ)第2の受付場所の検討
	■方針2 市民、事業者の自主的なごみの排出抑制とリサイクル活動の促進	2. ごみの排出抑制 2-1 家庭ごみの排出抑制 3Rのライフスタイルを推進し、家庭ごみの排出を抑制していきます	イ 事業者への啓発推進 (ア)多量排出事業者に対する指導 (イ)分別収集の促進 (ウ)展開検査の強化 (エ)食品ロスの削減に向けた取組促進
	■方針3 ごみの資源化を促進	2-2 事業系ごみの排出抑制 事業者責務を明確化し、事業者の自己責任において循環型社会の3Rを推進するよう働きかけをします	(ア)ごみを出さないライフスタイルへの転換 (イ)生ごみの減量促進 (ウ)店頭回収の促進 (エ)ごみの有料化制度導入の検討 (オ)粗大ごみ処理手数料の見直しの検討 (カ)フードドライブによる食品ロスの削減
	■方針4 経済的、効率的なごみ処理の推進	3. ごみの資源化 資源の循環を目指したリサイクルを推進し、資源化の向上に努めます	(ア)事業者への指導強化 (イ)許可業者への指導強化 (ウ)事業系ごみの収集手法の見直し
	■方針5 回収できない廃棄物の適正な処理・処分の推進	II 収集運搬施策 1. 収集場所 地域性を考慮した適正な収集場所の配置と管理手法の確立を図ります	(ア)資源分別の推進 (イ)草木類の資源化の推進 (ウ)木質系粗大ごみの資源化の推進 (エ)製品プラスチックの資源化の促進
	■方針6 周辺環境に配慮した安全・安心な施設整備	2. 収集運搬体制 収集業務の効率化とコストの縮減を図るとともに、社会情勢の変化に対応した収集運搬体制を整備、推進していきます	(ア)収集場所の配置改善と統一 (イ)収集場所の管理体制強化 (ウ)収集場所管理台帳の電子化 (エ)危険な収集場所の改善 (オ)戸別収集の導入の検討
	■方針7 環境学習への取組	III 中間処理施設施策 1. 焼却処理施設 環境衛生組合における適正な処理を推進するとともに、循環型社会に対応したごみ処理施設の整備・運営を進めていきます	ア 収集・運搬体制の整備 (ア)効率的な収集運搬の推進 (イ)民間事業者との連携強化 (ウ)許可業者への指導強化 (エ)次世代自動車の導入推進
		2. 不燃・粗大ごみ処理施設 環境衛生組合における適正な維持管理を推進するとともに、ごみ量等の変化に対応した施設整備を検討していきます	イ 高齢者・障がい者への対応 (ア)家庭ごみふれあい収集の拡充
		3. 資源化施設 資源化を更に推進するため、資源化施設の適正な維持管理及び環境教育の拠点整備を進めていきます	(ア)焼却処理の1施設体制移行の前倒し (イ)安全・安心で安定した燃やすごみの処理体制の確保
		IV 最終処分施策 環境衛生組合における適正な処理・処分を推進していきます	(ア)不燃・粗大ごみ処理施設整備の検討 (イ)安全・安心で安定した不燃・粗大ごみ処理体制の確保
	V その他の施策 1. ごみの不法投棄・ポイ捨て等の防止 ごみの不法投棄やポイ捨て等を防止するための対策を講じていきます	(ア)資源リサイクルセンターの適正な維持管理 (イ)資源リサイクルセンターの新たな管理手法の検討 (ウ)リサイクル活動や環境教育の拠点等整備	
	2. 大規模災害への対応 大規模災害時に迅速な対応が図られるよう災害廃棄物処理体制を整備します	(ア)最終処分施策の検討 (イ)跡地利用の検討	
	3. 野焼きへの対応 野焼き禁止の啓発と指導を徹底していきます	ア 不法投棄への対応 (ア)不法投棄情報の収集 (イ)不法投棄防止活動の推進 (ウ)不法投棄ごみ対応体制の整備 (エ)不法投棄パトロールの実施	
	4. 適正処理困難物等への対応 排出禁止物に関する対策を講じていきます	イ ポイ捨て等への対応 (ア)啓発活動の推進 (イ)市民総ぐるみ大清掃や駅前の環境美化の推進 (ウ)衛生委員によるポイ捨てパトロール等の実施	
	5. 気候変動への対応 カーボンニュートラルに向けた対策を講じていきます	(ア)災害廃棄物処理計画や関連マニュアルの整備 (イ)災害廃棄物処理体制の整備	
	6. 関係機関との連携 関係機関との相互協力や情報交換に努め、連携を図っていきます	(ア)野焼き禁止の周知徹底 (イ)適切な指導の実施	
		(ア)排出禁止物の周知 (イ)特定の排出禁止物への対応	
		(ア)製品プラスチックの分別 (イ)収集運搬車両への次世代自動車の導入 (ウ)はだのクリーンセンターでのサーマルリサイクルによる二酸化炭素削減	
		(ア)関係機関等との連携強化	

数値目標
○最終目標年度：令和13年度
●総ごみ排出量
・現状（令和元年度）：30,971t/年
・中間目標（令和8年度）：29,580t/年
・最終目標（令和13年度）：28,663t/年
●可燃ごみ排出量
・現状（令和元年度）：24,618t/年
・中間目標（令和8年度）：21,490t/年
・最終目標（令和13年度）：20,630t/年
●資源化率 ^{※1}
・現状（令和元年度）：22.5%
・中間目標（令和8年度）：32.3%
・最終目標（令和13年度）：33.0%
※1：資源化率＝資源化量/ごみ排出量×100 資源化量＝資源＋施設による資源化量（焼却灰・回収鉄・非鉄類）

図 4-2 施策体系

第6節 最終目標年度におけるごみ処理体系

本計画の基本理念である『循環型社会の実現』のため、最終目標年度である令和 13 年度におけるごみ処理体系を、図 4-3 に示します。下図ごみ処理体系に加え、製品プラスチックの処理体制を構築していきます。

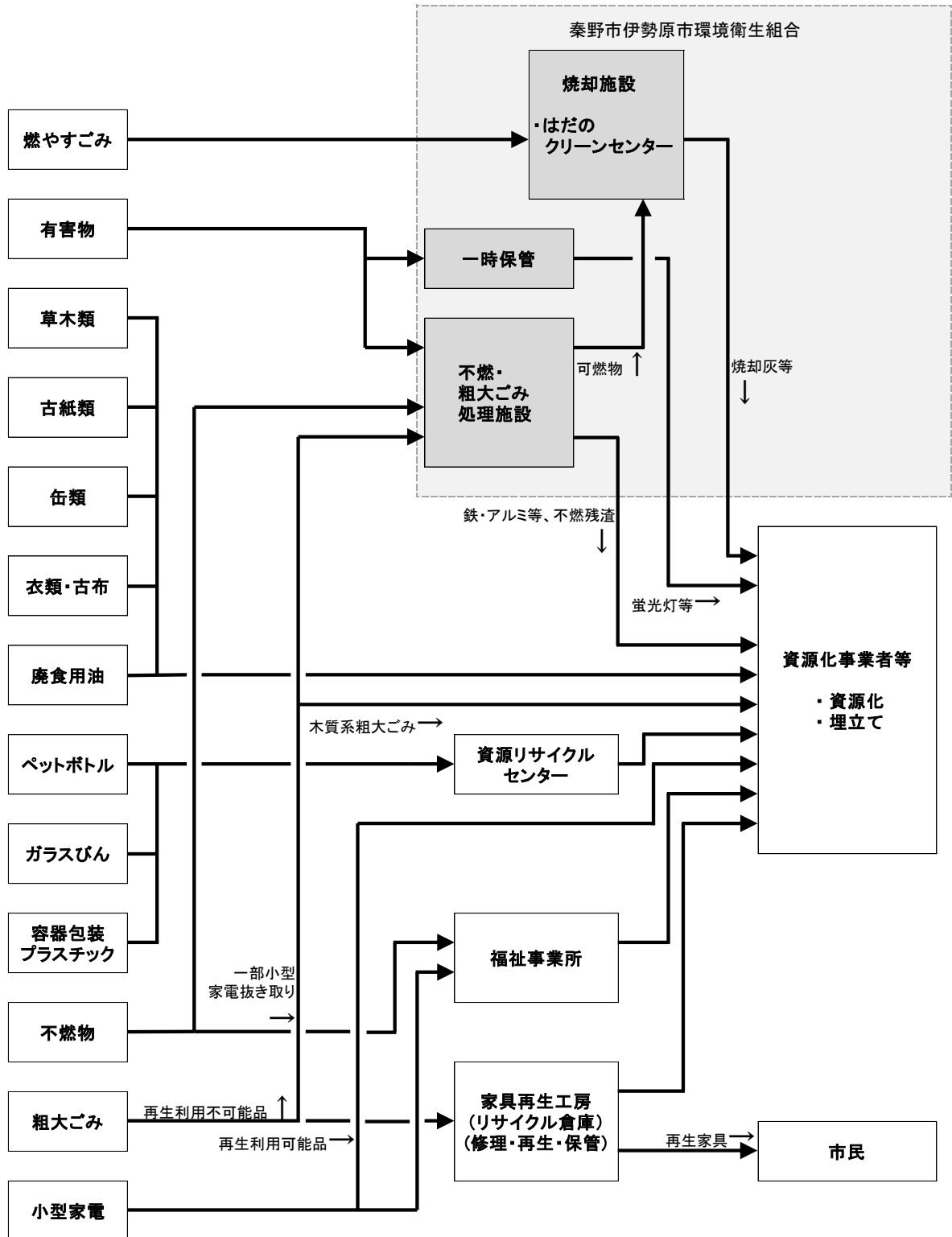


図 4-3 最終目標年度におけるごみ処理体系 (令和 13 年度)

第5章 主要施策

第1節 排出抑制・資源化施策

ごみ排出段階での市民及び事業者に対する排出抑制・資源化について、基本的な方針及び具体的な施策を示します。

1. 意識の啓発と実践活動の展開

○基本目標

市民・事業者の意識の高揚を図り、理解と協力を求めています

(1) 現状と課題

ア 家庭ごみ

- 「いせはら分別ガイド」や「ごみと資源収集カレンダー」を配布していますが、燃やすごみに資源物等の混入が多く見られます。ごみの減量化・資源化を推進するためには、適切な分別を行い、指定の収集日に出すことが基本となるため、ルールやマナーの遵守並びにごみの減量化・資源化に関して更なる意識啓発が必要です。
- 市の広報紙やホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス。以下略）等の多様な媒体を活用し、情報を発信することが必要です。
- 「市政出前ミーティング」や「市内施設めぐり」などの機会を通じて、ごみ処理や減量化・資源化に関する取組について説明しています。ごみの問題を、環境教育や生涯学習の一環として捉え、更なる意識の向上に取組む必要があります。
- 多くの市民が訪れるリサイクル展では、ごみの減量化・資源化に関するパネル展示などの意識啓発を行うとともに、シルバー人材センターが修理した再生家具などを販売しています。この取組は、市民への啓発効果が高いことから、随時、環境教育や展示などができる機会を確保する必要があります。
- 粗大ごみや草木類の受付場所は本市西側に位置する環境美化センター1カ所のみであり、移動に時間を要する場合があります。市民の利便性向上のため、別拠点での「第2の受付場所」の整備等を検討する必要があります。
- 家庭ごみの大半を占める燃やすごみのうち、約35%が生ごみであり、その中には未開封食品も見受けられるため、フードドライブなど食品ロスの削減に向けた啓発に取組む必要があります。

イ 事業系ごみ

- 事業系ごみは伊勢原市一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）等を利用し、事業者自らの責任により処理することとなっています。しかし、家庭ごみと同様に地域の収集場所へ出されることがあるため、事業者へ直接指導を実施し、適切な排出を促進する必要があります。
- 許可業者が収集した燃やすごみの中には、段ボール等の資源物や不燃物などの混入が見受けられます。そのため、展開検査や組成分析調査を行い、事業者等への分別排出を促進する必要があります。
- 小売・飲食店事業者から排出される厨芥類（生ごみなど）に対し、事業者へ食品ロスの削減に向けた取組を促進する必要があります。

(2) 主な取組

ア 市民への啓発推進

(ア) ごみ出しルールの徹底

ごみの減量化・資源化を推進するため、ルール違反や燃やすごみに資源物等の混入をなくすよう自治会を対象に説明会を開催するなど、市民へごみ出しルールの徹底を図っていきます。

(イ) 効果的な啓発媒体の活用

市の広報紙やSNSなどの多様な媒体の特性を生かし、ごみの減量化・資源化に関する取組を、分かりやすい内容で市民に伝えることで、意識啓発を推進していきます。

(ウ) 環境教育・生涯学習の推進

教育関係機関や自治会などに対し、正しい分別方法やリサイクルの大切さなどを学習する市政出前ミーティング等を実施し、生活に密着したごみ問題に関する環境教育・生涯学習を推進していきます。

(エ) 食品ロス削減の推進

ものを大切に作る心や、もったいないの精神が子どもたちに育まれるよう、市教育委員会や関係機関等と連携し、学習機会の提供に取組むとともに、家庭での計画的な食材購入や使い切る調理など食品ロスの削減に向けた意識啓発を推進していきます。

また、フードドライブをさまざまなイベントを通じて実施し、食品ロスの削減を図っていきます。

(オ) 地域環境保全の推進

住民自らの手で地域を清掃する「市民総ぐるみ大清掃」や、各種団体が実施するクリーンキャンペーン、衛生委員と連携し実施している「ポイ捨てパトロール」等により意識啓発を図り、地域環境保全に取り組めます。

(カ) 第2の受付場所の検討

市民の利便性を向上し、草木類や木質系粗大ごみの資源化を促進するため、「第2の受付場所」となる拠点の整備等を検討します。

イ 事業者への啓発推進

(ア) 多量排出事業者に対する指導

多量排出事業者（2t/月）に対して、事業者に減量化及び資源化計画書の作成と提出を求め、減量化・資源化への取組を要請していきます。

(イ) 分別収集の促進

事業者における廃棄物の発生量及び内容を把握し、許可業者との協働による分別収集を要請することで減量化・資源化を促進していきます。

(ウ) 展開検査の強化

環境衛生組合と連携し、焼却施設に搬入される事業系ごみについて、資源物や不燃物の混入を把握する展開検査を強化し、事業者及び許可業者に対し指導等を行い、減量化・資源化を啓発推進していきます。

(エ) 食品ロスの削減に向けた取組促進

小売・飲食店事業者に対し、てまえどり^{※1}や3010運動^{※2}、食べ残しの持ち帰りサービスの活用などの食品ロス対策の啓発活動を推進することで、食品ロス削減への取組を促進していきます。

なお、事業系ごみの減量化及び食品ロス対策として、排出事業者に対し食品リサイクルについての取組を推進していきます。

※1 てまえどり：買い物をするとき、賞味期限が近い商品棚の手前から取る購買行動のこと。

※2 3010運動：宴会開始30分は料理を味わい、終了前10分は料理を残さず食べきろうという運動のこと。

2. ごみの排出抑制

2-1 家庭ごみの排出抑制

○基本目標

3Rのライフスタイルを推進し、家庭ごみの排出を抑制していきます

(1) 現状と課題

- 燃やすごみのうち、生ごみは約35%を占めています。また、生ごみ中の水分は約70%と言われており、生ごみの水切りが有効であるため、啓発が必要です。
- 家庭から出る燃やすごみの中には「食品ロス」によるものも含まれており、食品ロスの削減が必要です。
- 生ごみ処理容器及び家庭用電動式生ごみ処理機の購入補助制度を実施しています。さらに、市民に制度の活用を促進し、購入補助の金額、対象品など、補助制度の内容を広く周知していく必要があります。
- 販売店が白色トレイなどの回収ボックスを設置し、自主回収を行っている品目については、店頭自主回収の継続と普及拡大に取り組む必要があります。
- 焼却施設の維持管理費用の増大や少子高齢化の進展等に伴う財政状況が厳しさを増す中、排出抑制の経済的な手法として、ごみの減量化の進捗状況を踏まえながら、ごみの有料化制度の導入を検討する必要があります。

● 家庭ごみ排出抑制施策の実績（令和2年度）

- ① 生ごみ処理容器斡旋補助台数：9台
- ② 家庭用電動式生ごみ処理機補助台数：35台
- ③ 再生家具等販売個数：669個

表 5-1 家庭ごみ排出量の推移

年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
家庭ごみ排出量	(t/年)	28,869	28,683	28,341	27,634	27,547	26,889	25,974	25,591	25,592	26,204
計画収集量	(t/年)	28,200	28,061	27,600	26,996	26,875	26,202	25,536	25,179	25,174	25,710
燃やすごみ	(t/年)	20,811	20,826	20,624	20,638	20,704	20,311	19,545	19,192	18,870	18,749
不燃物	(t/年)	738	681	627	523	554	565	580	569	626	758
粗大ごみ	(t/年)	625	675	663	642	645	644	680	675	734	836
資源	(t/年)	6,026	5,879	5,686	5,193	4,972	4,682	4,731	4,743	4,944	5,367
自己搬入ごみ	(t/年)	637	592	712	610	647	665	416	392	398	478
燃やすごみ	(t/年)	609	570	678	587	624	635	394	363	369	450
不燃物	(t/年)	28	22	34	23	23	30	22	29	29	28
集団資源回収	(t/年)	32	30	29	28	25	22	22	20	20	16
原単位	(g/人・日)	782	778	769	750	744	724	697	684	687	703

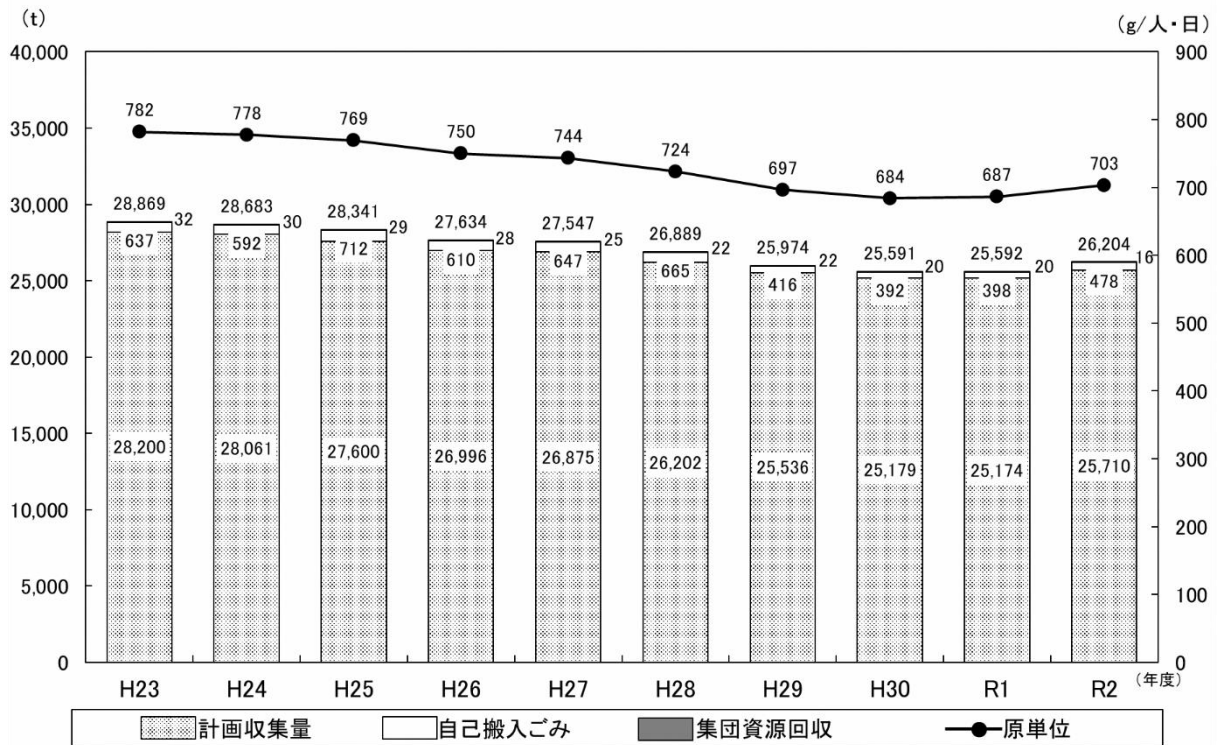


図 5-1 家庭ごみ排出量の推移

(2) 主な取組

(ア) ごみを出さないライフスタイルへの転換

ごみを出さないためには、環境に優しいライフスタイルへと転換していくことが求められています。不必要なものを買わない、ものを繰り返し使う、資源物を分別してリサイクルするなどの活動が日常生活に浸透してきました。しかし、ごみとなる不必要なものを断る意思表示をすることや、ものを修理して長く使うなど、更なる環境に優しいライフスタイルへの転換を促進する必要があります。

(イ) 生ごみの減量促進

ごみの減量には、生ごみの水切りの徹底が肝心であり、一度の水切りで生ごみの重さが約 10%程度軽くなると言われています。水切りを推奨するため、市政出前ミーティングや市の広報紙等を通じて積極的な啓発を実施していきます。

また、生ごみ処理容器や電動式生ごみ処理機の補助制度について、市の広報紙やホームページ等を活用した周知を行い、更なる利用の拡大を促進していきます。

(ウ) 店頭回収の促進

拡大生産者責任の考えに基づき、スーパー等の小売店舗に対して白色トレイなどの店頭回収の実施を促すとともに、市の広報紙やホームページ等を活用し、市民に対して店頭回収の活用を促進していきます。

※拡大生産者責任とは、生産者が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任を負うという考え方です。

(エ) ごみの有料化制度導入の検討

令和 5 年度末までに、はだのクリーンセンター 1 施設体制での処理に移行するため、さまざまな減量化・資源化施策の継続・強化を行います。

策定当初の計画では、中間目標年度である令和 3 年度までに焼却対象量の目標が達成出来ないと見込まれる場合、ごみ排出量に応じた負担の公平性及び排出抑制をより一層推進する観点から、家庭ごみの有料化の導入に向けた具体的な検討を進める必要があるとしていました。

しかし、これまで家庭ごみ量の実績は順調に減量が図られていることから、はだのクリーンセンター 1 施設での安定的な処理の確保を目的とする家庭ごみの有料化に向けた検討は見送るものとなりました。ただし、ごみ排出量に応じた負担の公平性及び排出抑制等の観点や、今後の情勢によっては、改めて有料化に向けた検討が必要となる場合もあります。

(オ) 粗大ごみ処理手数料の見直しの検討

市条例により定められている手数料（市の指定施設への直接持ち込みの場合 1 点 300 円、市が収集する場合 1 点 500 円）について、適正なごみ処理手数料の観点から、粗大ごみの大きさ等による手数料の改定について、検討を進めます。

(カ) フードドライブによる食品ロスの削減

食品ロス削減の一環として、賞味期限まで一定期間あり、常温保存できるレトルト食品や缶詰などの寄贈を呼びかけ、集まった食品は福祉団体などで活用します。

2-2 事業系ごみの排出抑制

○基本目標

事業者責務を明確化し、事業者の自己責任において循環型社会の3Rを推進するよう働きかけをします

(1) 現状と課題

- 事業系ごみは、景気の緩やかな回復基調もあり、平成30年度までは増加傾向にありました。令和元年度からは減少に転じましたが、引き続きごみの排出抑制についての指導を実施する必要があります。
- 事業者が個人情報や機密事項が記載された文書の処分を行う場合、資源として再利用できる紙類やクリップ等の不燃物の混入が見受けられるため、事業者に対する分別の徹底や資源化を促進する指導が必要です。
- 許可業者が収集した事業系ごみの中には、廃プラスチック類や生ごみの混入が目立つため法に基づいた排出方法について指導する必要があります。
- 事業系ごみは許可業者による収集を原則としていますが、やむを得ない事情がある場合に限り、市が収集を行っています。減量化・資源化を促進するため、許可業者による収集転換への指導や、やむを得ず市が収集する事業系ごみに対して有料化制度の導入を検討する必要があります。

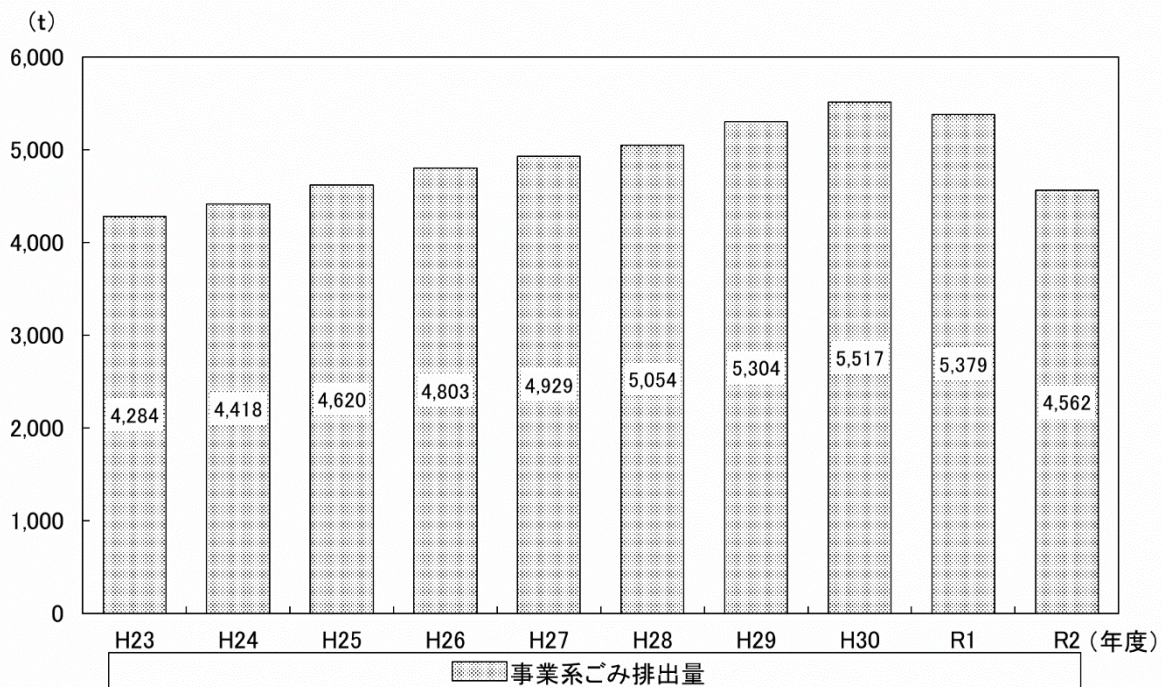


図 5-2 事業系ごみ排出量の推移

(2) 主な取組

事業系ごみは、原則として事業者の自己責任で処理されるべきである主旨を明確化し、次の施策を実施していきます。

(ア) 事業者への指導強化

- 多量排出事業者については、「事業系一般廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書」の提出を求めるとともに、排出実態把握のための立ち入り調査の強化を図り、減量化・資源化の指導を徹底します。
- 事業系ごみの排出基準の見直しを検討するとともに、事業者へ本市で作成した手引き書を配布し、適正処理を促進していきます。
- 食品関連事業者に対する、生ごみの発生抑制や飼料や肥料への再生利用等の普及を推進し、食品廃棄物の減量化を進めていきます。
- 事業者から排出される廃プラスチック類は産業廃棄物に該当するため、適正に処理するよう指導を強化していきます。
- 紙おむつの処理について、他自治体の取組状況を参考に調査研究を進めていきます。

(イ) 許可業者への指導強化

許可業者に対する遵守事項を明確にし、質の高いサービスを提供できるよう育成に取り組めます。また、展開検査等を実施することで、資源物や不燃物の混入について注意喚起を行うなど、許可業者及び事業者に指導等を実施していきます。

(ウ) 事業系ごみの収集手法の見直し

事業系ごみの一部を、家庭ごみと同様に収集している制度を見直すため、許可業者による収集への転換や指定ごみ袋の導入による有料化施策を検討していきます。

3. ごみの資源化

○基本目標

資源の循環を目指したリサイクルを推進し、資源化の向上に努めます

(1) 現状と課題

- 古紙類や衣類などを資源として定め、資源回収事業者により収集しています。
- 不燃物として排出されていた小型家電製品に含まれているレアメタルや有用な金属などを資源として回収するため、特定の使用済み小型家電のリサイクル事業に取り組んでいます。
- 粗大ごみとして焼却していた布団を、民間事業者と連携してマテリアルリサイクル事業を展開しています。また、木質系粗大ごみについても解体処理し、木質チップとして製紙原料等にする資源化事業に取り組んでいます。
- 燃やすごみの中には、プラスチック類が約 15%排出されています。燃やすごみ量の削減を図るため、市民に理解と協力を求め、分別の徹底を図り、資源化を推進する必要があります。また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の成立により、容器包装プラスチックの他に製品プラスチックについても収集を検討する必要があります。
- 燃やすごみ量の削減を図るため、焼却処理している草木類の資源化を進める必要があります。このため、戸別収集や自治会単位での専用収集場所の設置の推進に加え、新たな収集方法についても検討が必要です。

表 5-2 資源の分別収集量の推移

区分		年度										
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
資源の分別収集量		(t/年)	6,058	5,908	5,715	5,220	4,997	4,704	4,753	4,763	4,964	5,383
古紙類	新聞	(t/年)	751	716	659	580	478	356	286	280	246	260
	雑誌雑紙	(t/年)	1,617	1,571	1,440	1,430	1,316	1,335	1,289	1,234	1,198	1,103
	段ボール	(t/年)	1,198	1,177	1,216	897	808	715	659	649	680	914
	牛乳等紙パック	(t/年)	29	42	43	31	30	29	28	30	30	20
ペットボトル		(t/年)	322	320	310	295	290	288	301	320	315	324
容器包装プラスチック		(t/年)	837	826	804	786	800	791	831	817	860	894
缶類		(t/年)	277	261	268	249	255	237	243	234	234	232
びん類		(t/年)	727	716	714	693	696	668	653	623	594	629
衣類		(t/年)	270	249	235	231	244	206	217	225	265	306
廃食用油		(t/年)	30	30	26	28	28	27	31	30	31	33
小型家電		(t/年)	—	—	(1)	(2)	2	2	2	3	6	7
布団		(t/年)	—	—	—	(23)	50	50	40	48	49	56
草木類		(t/年)	—	—	—	—	—	—	173	270	456	577
木質系粗大ごみ		(t/年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28

注) 布団及び小型家電の数値は平成 27 年度より計上

表 5-3 分別収集の区分（令和3年4月現在）

分別区分		排出方法	収集主体	収集方式	頻度
燃やすごみ		透明・半透明袋	委託	ステーション収集 (小型家電は ボックス回収)	週2回
不燃物	金属類・せともの類・小型家電・ その他				月2回
粗大ごみ	再生利用可能・不可能	申込制(戸別) ・自己搬入	直営	戸別収集 ・自己搬入	随時
草木類	せん定枝、草葉類	申込制(戸別) ・自己搬入			戸別収集 ・自己搬入 一部専用集積所 収集
容器包装 プラスチック	ペットボトル	透明・半透明袋	資源回収 事業者		月2回
	ペットボトル以外の容器包装 プラスチック		委託		週1回
有害物	蛍光管	コンテナ	直営	ステーション収集	月2回
	水銀式体温計				
	乾電池				
	カセットボンベ・スプレー缶類				
	使い捨てライター				
ガラスびん	無色	コンテナ	直営	ステーション収集	月2回
	茶色				
	その他				
古紙類	新聞	梱包	資源 回収事業者	ステーション収集	月2回
	雑誌・書籍				
	雑紙(紙箱・包装紙、広告類等)				
	段ボール				
	紙パック				
缶類	スチール缶・アルミ缶	透明・半透明袋			
衣類・古布					
廃食用油		ペットボトル			
家電4品目	テレビ、エアコン、冷蔵庫・ 冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	申込制(戸別) ・自己搬入	直営	戸別収集 ・自己搬入	随時

(2) 主な取組

(ア) 資源分別の促進

質の高い分別収集を行うためには、市民が分別意識を持ち、不適合なものを混入させないことが重要なため、市政出前ミーティング等の機会を通じ、分別意識の向上と行動の定着を促進します。

(イ) 草木類の資源化の推進

草木類の資源化の更なる促進を図るため、自治会単位での専用収集場所の設置を進めています。また、ステーション収集についても検討していきます。

(ウ) 木質系粗大ごみの資源化の推進

粗大ごみ収集方法の効率化を図り、解体・分別作業を強化することにより木質系粗大ごみの更なる資源化を推進していきます。

(エ) 製品プラスチックの資源化の推進

新たなごみ資源化施策として、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく製品プラスチックの分別収集・再資源化への動向を注視しつつ、導入を視野に入れた対応を適宜行い、資源化を推進します。

第2節 収集運搬施策

排出抑制や資源化施策の実施状況等を考慮し、効率的かつ環境・衛生面に配慮したごみの収集運搬について、基本的な方針及び具体的な施策を示します。

1. 収集場所

○基本目標

地域性を考慮した適正な収集場所の配置と管理手法の確立を図ります

(1) 現状と課題

- 市指定のごみ及び資源の収集場所（以下「収集場所」という。）は、燃やすごみが約3,200カ所、不燃物が約2,600カ所、資源物が約2,600カ所あります(令和3年10月1日現在、重複箇所あり)。このため、収集場所の適正配置や収集対象が分散されている箇所の統一などを検討し、出しやすく、分かりやすい収集場所への転換について検討する必要があります。
- 収集場所の管理について、積極的な取組を行っている自治会がある一方、利用者に任せている自治会もあるのが現状です。清潔な収集場所を保つためには、自治会と利用者の協力体制の構築が必要となります。
- 自治会が管理を行わない共同住宅専用や一部の収集場所では、ルール違反が目立ち、ごみが散乱している状況があります。また、収集場所が駅に向かう経路沿いにある場合、他地域の住民等による排出が数多く見受けられるため、地域特性にあった管理手法を検討する必要があります。
- 本市で戸建て住宅やアパート等を建築する場合、事前に市と事業者で入居者のごみの排出先について協議が必要ですが、協議がされないことがあるため、入居者がごみの排出先に困ることがないように、事前の協議について建築住宅課と連携し周知を図る必要があります。
- 収集場所は紙台帳により管理し、2年ごとに更新していますが、問い合わせ時の迅速な対応や事務作業の効率化などが課題であり、電子化などの管理手法を検討する必要があります。
- 交差点付近や幅が狭い道路など収集に支障があった収集場所については、安全性を確保するため移設等の検討が必要です。
- ごみの排出者責任を明確にするため、戸別収集の導入を検討する必要があります。

(2) 主な取組

(ア) 収集場所の配置改善と統一

収集における合理化及び効率化、今後の収集運搬計画等を見据えながら、管理者との協議等により、収集場所の統廃合や再配置について取組みます。

(イ) 収集場所の管理体制強化

収集場所を清潔に保つためには、地域の協力と役割が必要不可欠となります。特に自治会との連携・協力体制を整え、適正なごみの排出を促進するとともに共同住宅については、収集場所の管理指導を徹底するよう管理者や所有者に要請していきます。また、転入者に対して、ごみ出しルールやマナーの遵守・周知を徹底していきます。

(ウ) 収集場所管理台帳の電子化

多様な問い合わせへの迅速な対応や事務作業の効率化を図るため、GIS（地理情報システム）等の活用による管理台帳の電子化を検討していきます。

(エ) 危険な収集場所の改善

交差点付近や幅の狭い道路などの収集場所については、交通の妨げや事故の原因となるため、移設や統廃合について、自治会や利用者などと協議し、改善していきます。

(オ) 戸別収集の導入の検討

排出者責任が明確になり、排出抑制や分別意識の向上が期待できることから、戸別収集の導入について、検討していきます。

2. 収集運搬体制

○基本目標

収集業務の効率化とコストの縮減を図るとともに、社会情勢の変化に対応した収集運搬体制を整備、推進していきます

(1) 現状と課題

- 収集運搬は、ごみ処理事業を運営する上で多大な経費を要する部門でもあります。このため排出されたごみの質や量の変化及び処分方法に対応しながら、迅速かつ衛生的・効率的に収集運搬する体制を整備する必要があります。
- 家庭ごみの収集については、燃やすごみ、容器包装プラスチックは委託、不燃物と資源の一部（ガラスびん等）は直営収集、それ以外は資源回収事業者が行い、事業系ごみは主に許可業者により収集が行われています。今後は、行財政改革等の観点から収集運搬体制を見直す必要があります。
- 二酸化炭素の削減など環境対策や、安全で効率的な収集運搬を継続するために、収集業務へ次世代自動車を導入する必要があります。
- 日常的に介助や介護が必要な状態で、収集場所までごみ及び資源を持ち出すことが困難な高齢者や障がい者等の世帯については、戸別収集と合わせて安否確認を行う「家庭ごみふれあい収集」を実施しています。超高齢社会を迎え、対象者の増加が見込まれることから、収集運搬体制を充実する必要があります。
- 超高齢社会の進展やライフスタイルの変化に伴い、遺品整理ごみや片付けごみなど、一時的に大量排出されるごみの収集に対するニーズが高まっていることから、収集運搬手法の検討が必要です。

(2) 主な取組

ア 収集・運搬体制の整備

(ア) 効率的な収集運搬の推進

収集作業が効率的にできるよう、円滑な収集に影響がある収集場所については移設などの改善ができるよう管理者及び利用者に協力を要請していきます。

(イ) 民間事業者との連携強化

収集業務の効率化とコスト縮減等を図るため、委託事業者や民間事業者と連携を図り、費用対効果の高い収集運搬を推進していきます。

(ウ) 許可業者への指導強化

事業系ごみの適正排出に向け、収集する許可業者に適切な指導を行うとともに、収集車両の次世代自動車の導入要請を推進していきます。

(エ) 次世代自動車の導入推進

地球環境への影響や費用対効果を考慮し、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出抑制や、燃費性能が優れているなど環境にやさしくランニングコストが低減される次世代自動車の導入を推進していきます。

イ 高齢者・障がい者への対応

(ア) 家庭ごみふれあい収集の拡充

増加が見込まれる高齢者や障がい者の世帯について、家庭ごみ等の持ち出しの負担を軽減し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「家庭ごみふれあい収集」の拡充に取り組めます。

第3節 中間処理施策

環境衛生組合において燃やすごみの焼却処理、不燃物及び粗大ごみの破碎・選別処理といった中間処理を行っています。今後も、環境衛生組合における適正な処理を継続するとともに、本市の排出抑制・資源化施策に対応した資源化施設を確保する必要があります。

環境衛生組合が管理運営する中間処理施設及び本市の排出抑制・資源化施策に対応した施設の維持管理と整備に関する基本的な方針及び具体的な施策を示します。

1. 焼却処理施設

○基本目標

環境衛生組合における適正処理を推進するとともに、循環型社会に対応したごみ処理施設の整備・運営を進めていきます

(1) 現状と課題

- 燃やすごみの焼却処理は、はだのクリーンセンターと伊勢原清掃工場で行っています。伊勢原清掃工場の90t/日焼却施設は老朽化が進み、多大な維持管理費用が発生しているため、令和7年度末までにはだのクリーンセンター1施設体制への移行を目指していますが、ごみの減量化・資源化の取組を加速させ、1施設化の更なる早期実現を目指します。
- はだのクリーンセンターでは、法令より厳しい排ガスの自主規制値を設定し、周辺的生活環境や自然環境に配慮しつつ、安全・安心で安定したごみ処理が進められています。また、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収して発電をし、施設内の電力を賄い、余剰電力は電力会社に売却しています。また、隣接地にある秦野市の公共施設「名水はだの富士見の湯」へ熱源供給しています。

表 5-4 焼却処理施設の概要

	伊勢原清掃工場 90t/日焼却施設	はだのクリーンセンター
処理能力	90t/日	200t/日(100t/日×2炉)
型式	ストーカ式	ストーカ式
ピット容積	870m ³	8,140m ³
建設年月	昭和58年2月～昭和60年10月	平成22年2月～平成25年1月
備考	平成12年度にダイオキシン類削減対策工事を実施	ごみ発電 (定格:3,820kW)

(2) 主な取組

(ア) 焼却処理の1施設体制移行の前倒し

焼却処理については、本市及び秦野市がごみ減量化・資源化施策を推進することで、令和7年度末までに、はだのクリーンセンター1施設体制へ移行することとしていましたが、これを2年前倒しし、令和5年度末までに1施設体制に移行します。

(イ) 安全・安心で安定した燃やすごみの処理体制の確保

環境衛生組合及び秦野市と協調・連携し、大規模災害に対する体制強化等の視点も踏まえるとともに、安全・安心で安定した燃やすごみの処理体制を確保していきます。

2. 不燃・粗大ごみ処理施設

○基本目標

環境衛生組合における適正な維持管理を推進するとともに、ごみ量等の変化に対応した施設整備を検討していきます

(1) 現状と課題

- 不燃物及び粗大ごみは、破碎・選別し、可燃性ものは焼却、鉄などの資源は回収、不燃物残渣については民間施設で資源化处理及び埋立処分しています。
- 伊勢原清掃工場 粗大ごみ処理施設は、稼働開始から45年以上が経過し、老朽化が進んでいます。

表 5-5 伊勢原清掃工場 粗大ごみ処理施設の概要

	圧縮 手選別	破碎	受入・供給 (ピット&クレーン)
処理能力	12t/5h 10t/5h	30t/5h	400m ³
建設年月	昭和46年7月～ 昭和47年1月	昭和54年6月～ 昭和54年12月	昭和62年6月～ 昭和63年3月
備考	油圧プレス式 コンベア選別	縦型回転式	鉄筋コンクリート水密構造 天井走行クレーン

(2) 主な取組

(ア) 不燃・粗大ごみ処理施設整備の検討

今後の施設整備については、将来のごみ量・ごみ質や立地条件などを総合的に勘案した上で検討していきます。

(イ) 安全・安心で安定した不燃・粗大ごみ処理体制の確保

環境衛生組合及び秦野市と連携し、安全・安心で安定した不燃・粗大ごみの処理体制を確保します。

3. 資源化施設

○基本目標

資源化を更に推進するため、資源化施設の適正な維持管理及び環境教育の拠点整備を進めていきます

(1) 現状と課題

容器包装プラスチックとペットボトルの中間処理、また、ガラスびんの一時ストック場所として、資源リサイクルセンターが稼働していますが、設備の老朽化が進んでおり、安定的な処理をすることが困難となっています。また、リサイクル活動や環境教育を推進するため、総合的な資源化施策に取り組む拠点等を整備する必要があります。

表 5-6 資源化施設の概要

	伊勢原市資源リサイクルセンター
処理能力	4.5t/日
建設年月	平成 20 年 3 月～平成 20 年 11 月
処理内容	容器包装プラスチック及びペットボトルの中間処理 ガラスびんのストックヤード

(2) 主な取組

(ア) 資源リサイクルセンターの適正な維持管理

資源を適正に中間処理できる施設整備計画等を作成し、管理運営に努めます。

(イ) 資源リサイクルセンターの新たな管理手法の検討

資源リサイクルセンターの設備の老朽化が進み、安定した処理を行うことが難しくなっていることから、設備管理を含めた契約をするなど新たな管理手法について検討します。

(ウ) リサイクル活動や環境教育の拠点等整備

循環型社会の構築に向け、粗大ごみの再利用を推進する機能を有するとともに、リサイクル活動や環境教育の拠点となる場等を整備していきます。

第4節 最終処分施策

環境衛生組合が管理運営する最終処分場及び最終処分の方法に関する基本的方針と具体的施策を示します。

○基本目標

環境衛生組合における適正な処理・処分を推進していきます

(1) 現状と課題

- 燃やすごみの処理により発生する焼却灰は、環境衛生組合が管理する栗原一般廃棄物最終処分場での埋立処分のほか、圏外民間施設で資源化処理及び埋立処分しています。
- 栗原一般廃棄物最終処分場の埋立終了期限が令和5年度末となっていることから、令和6年度以降の焼却灰等の処理及び処分について、更なる圏外搬出先の確保を進める必要があります。
- 栗原一般廃棄物最終処分場の跡地利用の準備を進める必要があります。

表 5-7 最終処分場の概要

	栗原一般廃棄物最終処分場	
敷地面積	24,370.69 m ²	
埋立面積・容量	(第一期)	4,700 m ² ・ 25,500 m ³
	(第二期)	12,060 m ² ・ 107,000 m ³
	(変更届出分)	0 m ² ・ 42,500 m ³
	(全体計画)	16,760 m ² ・ 175,000 m ³
埋立開始	平成5年5月	
埋立構造・方式	準好気性埋立・セル方式	

(2) 主な取組

(ア) 最終処分施策の検討

栗原一般廃棄物最終処分場の埋立終了期限が令和5年度末のため、令和6年度以降の焼却灰等については、圏外での民間施設による資源化処理や埋立処分を進めていきます。

(イ) 跡地利用の検討

栗原一般廃棄物最終処分場の跡地利用について、関係住民の意向を反映し、関係機関と協議を重ね、将来計画を検討します。

第5節 その他の施策

排出抑制・資源化、収集・運搬、中間処理及び最終処分以外の計画について示します。

1. ごみの不法投棄・ポイ捨て等の防止

○基本目標

ごみの不法投棄やポイ捨て等を防止するための対策を講じていきます

(1) 現状と課題

- 神奈川県や衛生委員（廃棄物減量等推進員）と連携し、良好な生活環境の保全を目的とするポイ捨てパトロールを実施しています。また、不法投棄禁止看板を警察と連名で作成し、再発防止に取り組んでいます。今後も、積極的な意識啓発や衛生委員による地域での取組により、市民による不法投棄の監視体制を築く必要があります。
- 年に2回、市民総ぐるみ大清掃を行い、自宅付近及び公園等、公共の場所の清掃を実施しています。
- 「伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例」により「ポイ捨て」、「飼い犬のふんの放置」、「路上喫煙」の禁止について啓発活動を実施し、ポイ捨てごみに対応しています。

(2) 主な取組

ア 不法投棄への対応

(ア) 不法投棄情報の収集

衛生委員による地域への呼び掛けを行うとともに、市民に対して不法投棄に関する情報提供を要請するなど、不法投棄情報の収集に努めていきます。

(イ) 不法投棄防止活動の推進

市の広報紙やSNSなどの媒体を活用した啓発を実施し、市民全体で不法投棄を防止する体制を構築していきます。

また、神奈川県と連携し、県・市合同パトロールによる投棄場所の把握、巡回や監視カメラの設置等、さまざまな取組により、不法投棄の抑止に努めていきます。

(ウ) 不法投棄ごみ対応体制の整備

不法投棄は犯罪であるため、警察と連携して犯人検挙に努めるとともに、投棄物については神奈川県と連携し、適正に処理していきます。

(エ) 不法投棄パトロールの実施

衛生委員による地域のパトロールを実施し、必要な箇所には不法投棄禁止看板の設置や監視カメラの貸出しにより、不法投棄に対応していきます。

イ ポイ捨て等への対応

(ア) 啓発活動の推進

ポイ捨て等を防止し、良好な生活環境の保全に努めるため、市の広報紙やSNS等の媒体を活用した啓発を推進していきます。

(イ) 市民総ぐるみ大清掃や駅前の環境美化の推進

市民総ぐるみ大清掃や駅前清掃等の実施により、周辺環境美化に対する意識の向上や行動の定着によって、市内全域の環境美化を推進していきます。

(ウ) 衛生委員によるポイ捨てパトロール等の実施

パトロールの実施や、看板及び監視カメラの設置により、ポイ捨て等への対応を図ります。

2. 大規模災害への対応

○基本目標

大規模災害時に迅速な対応が図られるよう災害廃棄物処理体制を整備します

(1) 現状と課題

- 平成 27 年 3 月に県が公表した地震被害想定では、本市において、都心南部直下地震で 28 万 t、神奈川県西部地震や東海地震で 10 万 t の災害廃棄物が発生すると予測されています。
- 大規模災害が発生した際には、通常の収集運搬及び処理業務の遂行が困難となります。こうした事態に備え、平成 28 年 6 月に、災害発生時におけるごみ及びし尿の収集運搬を迅速かつ円滑に実施するため、複数の許可業者と災害協定を締結しました。今後、このような取組を更に推進していきます。
- 大規模災害の発生時に迅速な対応が図られるよう、適宜、災害廃棄物等処理計画や初動対応マニュアル等の見直しや策定を進めていく必要があります。

(2) 主な取組

(ア) 災害廃棄物処理計画や関連マニュアルの整備

平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震において、地震により生じた災害廃棄物の処理が大きな課題となったことを踏まえ、平時は廃棄物処理法の枠組みを、大規模災害時は災害対策基本法の枠組みを活用した災害廃棄物処理計画を令和 3 年 3 月に整備しました。状況に応じて見直しを図るとともに、初動対応マニュアルなど関連マニュアルの整備を進めます。

(イ) 災害廃棄物処理体制の整備

災害廃棄物処理計画等に基づき、災害時における応急体制の確保等に努めます。

さらに、県及び県内市町村間の広域連携体制の整備、民間事業者等と災害廃棄物処理に関する体制の整備を行います。

3. 野焼きへの対応

○基本目標

野焼き禁止の啓発と指導を徹底していきます

(1) 現状と課題

- 野焼きは、廃棄物処理法により一部の例外を除き禁止されています。
- 屋外における廃棄物の焼却に関する相談は、廃ビニールの焼却といった生活環境に著しく影響を及ぼすものよりも、草木等の焼却等が多くなっています。
- 生活環境への影響緩和や廃棄物の適正処理の推進のため、市の広報紙による野焼きの原則禁止と廃棄物の適正処理の実施について、更なる周知徹底が必要です。

(2) 主な取組

(ア) 野焼き禁止の周知徹底

野焼きの定義、法律で定められる禁止事項並びに環境に与える影響について、市の広報紙等を活用し、積極的に周知徹底していきます。

(イ) 適切な指導の実施

生活環境に著しく影響を及ぼすような行為については、関係機関等との連携を密にし、適切な指導を行っていきます。

4. 適正処理困難物等への対応

○基本目標

排出禁止物に関する対策を講じていきます

(1) 現状と課題

- 適正処理困難物等への対応として、本市が設定している排出禁止物が収集場所へ出されないよう、周知を継続して行う必要があります。また、個々の品目については、これを扱う事業者や関係機関等との連携を密にする必要があります。
- 廃家電製品に含まれる PCB 使用部品については、業者引き取りで処理するよう周知する必要があります。
- 医療系一般廃棄物については病院等の医療機関に対し、その取り扱い等について指導する必要があります。

(2) 主な取組

(ア) 排出禁止物の周知

市が処理できない適正処理困難物などの排出禁止物が収集場所に出されることを防ぐため、分別ガイドや各種媒体を通じ、ごみ出しルールの周知をしていきます。

(イ) 特定の排出禁止物への対応

持ち出しが多く見られる排出禁止物については、これを扱う事業者及び関係機関との連携を密にし、ガイドラインを作成するなどの対策を講じることにより、持ち出し防止に努めていきます。

5. 気候変動への対応

○基本目標

カーボンニュートラルに向けた対策を講じていきます

(1) 現状と課題

- ごみ処理において、気候変動の原因のひとつとされる二酸化炭素の主な発生源は、ごみ及び資源の収集を行う収集車両の走行や焼却処理によるものなどがあり、これら廃棄物処理に伴って排出している二酸化炭素の排出量を削減することが必要です。

(2) 主な取組

(ア) 製品プラスチックの分別

ごみの焼却により発生する二酸化炭素を抑制するため、燃やすごみの中に混入している製品プラスチックの分別を推進します。

(イ) 収集運搬車両への次世代自動車の導入

地球環境への影響を考慮した場合、二酸化炭素排出抑制を含め、窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出を減少させることが重要です。

収集運搬車両の更新時には、大気汚染物質の排出抑制に関して先進事例等を調査し、環境に配慮した次世代自動車の導入を検討していきます。

(ウ) はだのクリーンセンターでのサーマルリサイクルによる二酸化炭素削減

ごみ発電による効率的なエネルギー回収を行い、二酸化炭素削減に向けた取組を引き続き推進していきます。

6. 関係機関との連携

○基本目標

関係機関との相互協力や情報交換に努め、連携を図っていきます

(1) 現状と課題

- 本市及び秦野市は、環境衛生組合を組織し共同でゴミ処理を行っています。引き続き情報共有を密にし、連携の強化を図っていく必要があります。

(2) 主な取組

(ア) 関係機関等との連携強化

秦野市や環境衛生組合はもとより、国や県及び他自治体等の清掃行政に携わる関係機関と情報共有を密にし、連携の強化を図ります。

第6章 計画の実現に向けて

第1節 市民・事業者・行政の役割分担及び協力体制

循環型社会の実現には、生産から処分までの過程で関わるすべての人が、それぞれの立場で、ごみの減量化・資源化についての役割や責任を認識し、お互いに協力し取組むことが必要です。

1. 市民・事業者・行政の協力体制の構築

循環型社会の実現に向け、市民・事業者・行政が共通の目標に向かって連携できる体制の構築を目指していきます。

2. 廃棄物に関わる組織体制の連携強化

自治会、地区衛生委員等と更なる連携を図り、ごみの減量化・資源化に取り組んでいきます。

第2節 市民・事業者の取組

市民・事業者がごみに対する意識改革を行い、ごみの減量化・資源化の取組を推進することが必要です。

1. 市民の行動

(1) 排出抑制を推進するために

ア ごみを出さないライフスタイルの実践

ごみの排出を減らすためには、不必要なものを買わない、受け取らない、また、石油由来の製品を購入しないなど日常生活から心掛けることが大切です。

イ 生ごみの水切りの徹底

生ごみの約70%は水分と言われ、しっかりと水切りをするだけで、ごみの減量に大きな効果があるので、生ごみを排出する前に一度絞りましょう。

ウ 生ごみ処理容器の購入補助

ごみの減量化・資源化を推進する事業として、家庭用電動式生ごみ処理機及び生ごみ処理容器の購入補助を行っています。生ごみ減量に努めましょう。

エ リサイクルボックス等の利用

市役所や市立公民館等に、使用済み小型家電を回収するリサイクルボックスを設置しています。積極的に利用し、ごみの減量化・資源化に努めましょう。

オ 店頭回収の利用

スーパーなどの小売店の自主的取組として、白色トレイや紙パック、使用済みインクカートリッジ等の回収ボックスを設置している店舗があります。積極的に利用し、ごみの減量化・資源化に努めましょう。

カ 食品ロスの削減

食品は必要な分だけ購入するよう心掛け、料理は食べきれぬ量だけ作りましょう。また、野菜などは残さずに料理できるよう工夫し、食品ロスの削減に努めましょう。また、フードドライブを積極的に活用しましょう。

(2) 資源化を推進するために

ア 分別の徹底

資源化を推進するためには、分別することが重要です。資源となる紙や容器包装プラスチックなどを燃やすごみと混ぜず、必ず分別してから捨てましょう。

イ 再生品の購入

再生品の需要がなければ、資源の循環は成り立ちません。買い物などをするときは、再生品を努めて購入するようにしましょう。

ウ フリーマーケットやリサイクル事業者の利用

不用になった衣類や小物、電化製品などを処分する場合には、フリーマーケット（フリマアプリを含む）やリサイクル事業者を利用するようにしましょう。

(3) ごみ出しルールやマナーの遵守

ア ごみ出しルールやマナーを守る

収集場所は、収集されるまでの一時仮置き場です。ルールやマナーが守られていないと地域の環境悪化につながります。生活環境を良好に保つため、必ずごみ出しルールを守りましょう。

イ 不法投棄及び不適持出の禁止

不法投棄や不適持出の増加は、生活環境悪化へつながります。

市全体で生活環境を良好に保つため、不法投棄や不適持出を防止しましょう。

2. 事業者の行動

(1) 自己責任で処理

自らの事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任において適正に処理しましょう。

(2) 減量化・資源化の実施

再生利用を積極的に行い、石油由来の製品を購入（使用）しないなど、ごみ減量化・資源化を推進しましょう。

(3) 適正処理できる製品開発

物の製造・加工・販売などを行う場合、石油由来の製品の購入（使用）を控え、その製品がごみとなった場合の処理の困難性について評価を行い、適正処理ができるような製品開発を行いましょ

(4) 適正処理の情報提供

事業所において製造・販売した製品については情報提供及び自主回収などの対策を講じ、適正に処理しましょう。

(5) 食品循環資源の再利用

食品廃棄物を飼料や肥料などへの再生利用を推進することにより、食品循環資源の有効活用を図りましょ

第3節 基本計画の進行管理

1. 施策の事後評価

本計画を推進する上で、事業の着実な推進と進行管理をするとともに、施策についての事後評価を行い、諸条件の変化等による見直しを実施します。

2. 財政計画の立案

適切で効果的な廃棄物行政を推進するため、中・長期的な施策の実施スケジュールに基づいた財政計画を立案していきます。

第4節 ごみ処理広域化への対応

神奈川県ごみ処理広域化計画で本市は、平塚市・秦野市・大磯町・二宮町とともに「湘南西ブロック」として位置付けられています。

本市及び秦野市は、環境衛生組合を組織し、ごみ処理を行っていることから、秦野・伊勢原ブロックとして、湘南西ブロックにおける施設分担を始めとした広域化施策などの協力体制を強化していきます。

資料編

資料1 ごみ及び資源の排出量実績と推計

ごみ減量化・資源化施策を実施した場合について、ごみ量、資源量、焼却対象量及び埋立量の推計（令和3年度～令和13年度）を、実績（平成23年度～令和2年度）とともに資表 1-1 に示します。

資表 1-1 ごみ及び資源の排出量実績と推計

項目	単位	実績										推計												
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度		
家庭ごみ	計画収集量	①	(t/年)	28,200	28,061	27,600	26,996	26,875	26,202	25,536	25,179	25,174	25,710	25,125	25,011	24,888	24,698	24,569	24,403	24,174	23,974	23,837	23,764	23,603
	燃やすごみ	②	(t/年)	20,811	20,826	20,624	20,638	20,704	20,311	19,545	19,192	18,870	18,749	18,819	18,322	18,089	17,233	16,784	16,362	16,161	15,979	15,844	15,760	15,617
	不燃物		(t/年)	738	681	627	523	554	565	580	569	626	758	624	623	622	620	619	616	612	609	607	606	602
	粗大ごみ		(t/年)	625	675	663	642	645	644	680	675	734	836	632	631	629	627	626	623	620	616	614	613	609
	資源	③	(t/年)	6,026	5,879	5,686	5,193	4,972	4,682	4,731	4,743	4,944	5,367	5,050	5,435	5,548	6,218	6,540	6,802	6,781	6,770	6,772	6,785	6,775
	自己搬入ごみ	④	(t/年)	637	592	712	610	647	665	416	392	398	478	397	396	395	395	394	392	389	387	386	385	383
	燃やすごみ	⑤	(t/年)	609	570	678	587	624	635	394	363	369	450	368	367	366	366	365	363	361	359	358	357	355
	不燃物		(t/年)	28	22	34	23	23	30	22	29	29	28	29	29	29	29	29	29	28	28	28	28	28
	集団資源回収	⑥	(t/年)	32	30	29	28	25	22	22	20	20	16	20	20	20	20	20	20	20	19	19	19	19
	家庭ごみ計	⑦=①+④+⑥	(t/年)	28,869	28,683	28,341	27,634	27,547	26,889	25,974	25,591	25,592	26,204	25,542	25,427	25,303	25,113	24,983	24,815	24,583	24,380	24,242	24,168	24,005
事業系ごみ		⑧	(t/年)	4,284	4,418	4,620	4,803	4,929	5,054	5,304	5,517	5,379	4,562	5,364	5,247	5,128	5,009	4,891	4,765	4,732	4,706	4,692	4,685	4,658
	減量率	=100-当該年度⑧/令和元年度⑧*100	(%)	20.4	17.9	14.1	10.7	8.4	6.0	1.4	-2.6	0.0	15.2	0.3	2.5	4.7	6.9	9.1	11.4	12.0	12.5	12.8	12.9	13.4
	減量量	=令和元年度⑧-当該年度⑧	(t/年)	1,095	961	759	576	450	325	75	-138	0	817	15	132	251	370	488	614	647	673	687	694	721
可燃ごみ排出量		⑨=②+⑤+⑧	(t/年)	25,704	25,814	25,921	26,029	26,257	26,000	25,243	25,072	24,618	23,761	24,551	23,936	23,583	22,608	22,040	21,490	21,254	21,044	20,894	20,802	20,630
総量	総ごみ排出量	⑩=⑦+⑧	(t/年)	33,153	33,101	32,961	32,437	32,476	31,943	31,278	31,108	30,971	30,766	30,906	30,674	30,431	30,122	29,874	29,580	29,315	29,086	28,934	28,853	28,663
	ごみ排出量(資源除く)	⑪=⑩-(③+⑥)	(t/年)	27,095	27,192	27,246	27,216	27,479	27,239	26,525	26,345	26,007	25,383	25,836	25,219	24,863	23,884	23,314	22,758	22,514	22,297	22,143	22,049	21,869
	減量率 (R1基準)	=100-当該年度⑪/令和元年度⑪*100	(%)	-4.2	-4.6	-4.8	-4.6	-5.7	-4.7	-2.0	-1.3	0.0	2.4	0.7	3.0	4.4	8.2	10.4	12.5	13.4	14.3	14.9	15.2	15.9
原単位	総ごみ排出量	⑫=⑩/⑳/年間日数*10の6乗	(g/人日)	898.2	897.5	894.7	879.9	876.5	859.8	838.8	831.7	830.8	825.7	831.3	826.7	822.0	815.5	810.9	806.1	804.4	802.5	800.8	799.7	799.0
	家庭ごみ排出量	⑬=⑦/㉑/年間日数*10の6乗	(g/人日)	782.1	777.7	769.3	749.6	743.5	723.8	696.6	684.2	686.5	703.2	687.0	685.3	683.5	679.9	678.1	676.3	674.6	672.7	670.9	669.9	669.2
	可燃ごみ排出量	⑭=⑨/㉑/年間日数*10の6乗	(g/人日)	696.4	699.9	703.6	706.1	708.6	699.8	677.0	670.3	660.4	637.7	660.3	645.1	637.0	612.1	598.2	585.7	583.2	580.6	578.3	576.6	575.1
	ごみ排出量(資源除く)	⑮=⑪/㉑/年間日数*10の6乗	(g/人日)	734.0	737.3	739.6	738.3	741.6	733.2	711.4	704.4	697.6	681.2	694.9	679.7	671.6	646.7	632.8	620.2	617.8	615.2	612.8	611.1	609.6
	減量率 (R1基準)	=100-当該年度⑮/令和元年度⑮*100	(%)	-5.2	-5.7	-6.0	-5.8	-6.3	-5.1	-2.0	-1.0	0.0	2.4	0.4	2.6	3.7	7.3	9.3	11.1	11.4	11.8	12.2	12.4	12.6
	減量量 (R1基準)	=令和元年度⑮-当該年度⑮	(g/人日)	-36.4	-39.7	-42.0	-40.7	-44.0	-35.6	-13.8	-6.8	0.0	16.4	2.7	17.9	26.0	50.9	64.8	77.4	79.8	82.4	84.8	86.5	88.0
総資源化量		⑯=③+⑥	(t/年)	6,058	5,909	5,715	5,221	4,997	4,704	4,753	4,763	4,964	5,383	5,070	5,455	5,568	6,238	6,560	6,822	6,801	6,789	6,791	6,804	6,794
施設での資源化量		⑰=㉒+㉓+㉔	(t/年)	937	1,010	1,561	1,849	1,983	1,187	1,199	1,160	1,990	1,932	1,904	1,794	1,753	3,158	2,624	2,745	2,724	2,706	2,690	2,678	2,660
総資源化量(中間処理後含む)		⑱=⑯+⑰	(t/年)	6,995	6,919	7,276	7,070	6,980	5,891	5,952	5,923	6,954	7,315	6,974	7,249	7,321	9,396	9,185	9,567	9,526	9,494	9,481	9,483	9,454
資源化率		⑲=⑱/⑩*100	(%)	18.3	17.9	17.3	16.1	15.4	14.7	15.2	15.3	16.0	17.5	16.4	17.8	18.3	20.7	22.0	23.1	23.2	23.3	23.5	23.6	23.7
資源化率(中間処理後含む)		㉒=⑱/㉑*100	(%)	21.1	20.9	22.1	21.8	21.5	18.4	19.0	19.0	22.5	23.8	22.6	23.6	24.1	31.2	30.7	32.3	32.5	32.6	32.8	32.9	33.0
人口		㉑	(人)	101,129	101,042	100,933	100,998	101,514	101,787	102,157	102,470	102,137	102,088	101,861	101,656	101,429	101,191	100,938	100,531	99,845	99,298	98,992	98,847	98,284

項目	単位	実績										推計											
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
新聞		(t/年)	751	716	659	580	478	356	286	280	246	260	250	250	249	249	248	247	245	244	243	243	242
雑誌・雑紙		(t/年)	1,617	1,571	1,440	1,430	1,316	1,335	1,289	1,234	1,198	1,103	1,200	1,255	1,311	1,376	1,407	1,413	1,414	1,420	1,426	1,435	1,438
段ボール		(t/年)	1,198	1,177	1,216	897	808	715	659	649	680	914	688	704	719	739	747	747	746	744	745	747	746
紙パック		(t/年)	29	42	43	31	30	29	28	30	30	20	30	30	30	30	30	30	29	29	29	29	29
ペットボトル		(t/年)	322	320	310	295	290	288	301	320	315	324	314	314	313	312	311	310	308	306	305	305	303
容器包装プラスチック		(t/年)	837	826	804	786	800	791	831	817	860	894	858	907	956	1,015	1,043	1,048	1,052	1,056	1,063	1,071	1,075
缶		(t/年)	277	261	268	249	255	237	243	234	234	232	233	233	232	232	231	230	229	227	227	226	225
びん(茶・白・その他)		(t/年)	727	716	714	693	696	668	653	623	594	629	592	591	590	588	587	585	581	577	576	575	572
衣類		(t/年)	270	249	235	231	244	206	217	225	265	306	264	264	263	263	262	261	259	258	257	256	255
草木類		(t/年)	-	-	-	-	-	-	173	270	456	577	455	721	719	1,248	1,510	1,767	1,756	1,746	1,740	1,737	1,729
布団		(t/年)	-	-	-	(23)	50	50	40	48	49	56	49	49	49	49	48	48	48	48	47	47	47
廃食用油		(t/年)	30	30	26	28	28	27	31	30	31	33	31	31	31	31	31	31	30	30	30	30	30
小型家電		(t/年)	-	-	(1)	(2)	2	2	2	3	6	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
木質系粗大ごみ		(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	100	100	100	99	99	98	98	98	97	97	97
資源物の合計		(t/年)	6,058	5,908	5,715	5,220	4,997	4,704	4,753	4,763	4,964	5,383	5,070	5,455	5,568	6,238	6,560	6,822	6,801	6,789	6,791	6,804	6,794

項目	単位	実績										推計											
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
焼却施設における資源化量		(t/年)	158	169	804	1,167	1,226	465	474	453	1,238	1,283	1,154	994	954	1,882	1,881	2,005	1,989	1,975	1,961	1,950	1,936
粗大ごみ処理施設における資源化量		(t/年)	779	841	757	682	757	722	725	707	752	649	750	748	747	745	743	740	735	731	729	728	724
圏外搬出資源化量		(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	52	52	531	0	0	0	0	0	0	0

項目	単位	実績										推計											
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
焼却対象量		(t/年)	25,874	24,844	26,437	25,728	26,146	26,380	25,648	25,456	25,043	24,265	24,877	24,209	23,855	22,400	22,363	21,812	21,574	21,362	21,211	21,119	20,944
埋立量		(t/年)	3,529	3,128	2,560	1,970	1,963	2,783	2,612	2,557	1,714	1,702	1,697	1,769	1,779	746	746	525	521	517	514	512	508
最終処分率		㉖=																					

資料2 家庭ごみの組成分析結果

1 目的

家庭から排出される燃やすごみを対象として組成分析調査を実施し、資源物の混入状況等、ごみ減量化・資源化施策を検討する上での基礎資料とすることを目的としています。

2 調査対象地域及び調査日程

資表 2-1 調査対象地域の現況

調査対象地域	都市計画用途地域	位置・特徴
商店地域	近隣商業地域	伊勢原駅前に位置する商店地域
市街地周辺地域	市街化調整区域	古くからの農家や戸建住宅が混在する地域
戸建住宅地域	第1種低層住居専用地域	民間開発による新興住宅地域
高層住宅地域	第1種中高層住居専用地域	分譲マンションが存在する地域

資表 2-2 調査の日程

	商店地域	戸建住宅地域	市街地周辺地域	高層住宅地域
第1回調査	令和2年9月28日(月) ※商店地域は一部収集		—	—
	令和2年9月29日(火)	—	令和2年9月29日(火)	
第2回調査	令和2年12月7日(月) ※商店地域は一部収集		—	—
	令和2年12月8日(火)	—	令和2年12月8日(火)	
第3回調査	令和3年3月1日(月) ※商店地域は一部収集		—	—
	令和3年3月2日(火)	—	令和3年3月2日(火)	
第4回調査	令和3年6月7日(月) ※商店地域は一部収集		—	—
	令和3年6月8日(火)	—	令和3年6月8日(火)	

3 調査結果

令和2年度の9月、12月、3月及び令和3年度の6月に行った調査結果は、資表 2-3 に示すとおりです。

資表 2-3 調査結果

(単位:%)

大分類	小分類	第1回調査 (R2.9)	第2回調査 (R2.12)	第3回調査 (R3.3)	第4回調査 (R3.6)	平均
1 紙類	1-1 新聞紙	0.5	0.5	0.8	0.3	
	1-2 雑紙、広告、チラシ	3.3	3.1	5.0	2.4	
	1-3 雑誌、書籍	0.8	0.8	1.1	0.7	
	1-4 段ボール	1.5	1.7	1.9	1.0	
	1-5 紙パック(アルミ付き)	0.4	0.4	0.3	0.3	
	1-6 紙パック(アルミなし)	0.6	0.6	0.5	0.6	
	1-7 紙箱類	2.2	2.5	1.9	1.7	
	1-8 紙袋	0.3	0.3	0.7	0.2	
	1-9 その他紙製容器包装	0.5	0.6	0.6	0.2	
	1-10 その他紙類(1)	0.1	0.3	0.2	0.1	
	1-11 その他紙類(2)	0.3	0.4	0.2	0.2	
	1-12 資源化できない紙類	10.1	9.7	9.9	17.6	
			20.6	21.0	23.1	25.3
2 繊維類	2-1 衣類	3.4	5.0	0.9	3.0	
	2-2 その他	0.6	2.5	1.2	1.0	
		4.0	7.4	2.1	4.0	4.4
3 プラスチック類	3-1 ペットボトル	0.4	0.2	0.2	0.4	
	3-2 その他容器包装プラ(発泡スチロール)	0.4	0.4	0.4	0.0	
	3-3 その他容器包装プラ(白色トレー)	0.0	0.1	0.2	0.0	
	3-4 その他容器包装プラ	10.6	10.1	9.2	13.8	
	3-5 その他のプラスチック	3.4	1.4	5.2	2.3	
		14.8	12.1	15.1	16.5	14.6
4 厨芥類	4-1 調理くず	19.7	26.6	23.5	18.6	
	4-2 調理くず(過剰除去)	2.6	3.3	2.9	2.9	
	4-3 残飯(食べ残し)	5.5	4.8	4.5	10.3	
	4-4 未開封品(直接廃棄)	3.0	5.7	4.2	3.2	
		30.7	40.4	35.1	35.0	35.3
5 木・竹・わら類	5-1 剪定枝	8.1	4.2	4.4	-	
	5-2 雑草、草花、落ち葉	5.6	1.7	3.8	5.5	
	5-3 竹	0.1	-	0.0	0.9	
	5-4 その他	-	0.0	-	0.0	
		13.8	5.9	8.3	6.4	8.6
6 その他可燃物	6-1 紙おむつ	5.6	4.2	7.5	7.9	
	6-2 その他	7.6	7.6	7.2	3.4	
		13.2	11.8	14.7	11.3	12.7
7 金属類	7-1 アルミ缶	-	-	-	0.0	
	7-2 スチール缶	0.0	0.0	0.0	0.0	
	7-3 カセット・スプレー缶	-	0.1	-	-	
	7-4 その他鉄類	0.2	0.0	0.2	0.0	
	7-5 その他非鉄類	0.2	0.2	0.1	0.1	
		0.5	0.3	0.3	0.1	0.3
8 びん類	8-1 透明びん(飲料用及び食料用)	-	0.2	0.1	0.1	
	8-2 茶色びん(飲料用及び食料用)	-	-	0.0	0.1	
	8-3 他色びん(飲料用及び食料用)	-	-	-	-	
	8-4 その他びん	-	0.0	0.1	0.0	
		-	0.2	0.2	0.2	0.1
9 蛍光灯	9-1	-	-	-	-	-
10 電池	10-1	0.0	-	-	-	0.0
11 体温計	11-1	-	-	0.0	-	0.0
12 その他不燃物	12-1 小型家電	0.1	-	0.2	0.1	
	12-2 ガラス・セトモノ類	-	-	-	0.1	
	12-3 刃物類	-	-	-	0.0	
	12-4 その他	1.2	-	-	0.0	
		1.3	-	0.2	0.2	0.4
13 廃食用油	13-1	-	0.2	0.2	-	0.1
14 排出容器	14-1	1.1	0.7	0.7	0.9	0.9
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- ・数値の表記について、“0.0”は排出はあったが0.1%にも満たなかったことを示し、“-”は排出がなかったことを示す。
- ・四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

資料3 事業系ごみの組成分析結果

1 目的

事業系ごみを対象として組成分析調査を実施し、資源物の混入状況等、ごみ減量化・資源化施策を検討する上での基礎資料とすることを目的としています。

2 調査対象及び調査日程

(1) 調査対象

事業系一般廃棄物のうち、許可業者が収集してはだのクリーンセンターへ燃やすごみとして搬入する廃棄物を対象とします。

(2) 調査対象業者及び調査日程

搬入実績を基に4事業者を選定し、令和3年6月9日(水)に2事業者、6月10日(木)に1事業者、6月11日(金)に1事業者の調査を行いました。

3 調査結果

調査結果は、資表 3-1 に示すとおりです。

資表 3-1 調査結果

(単位:%)						
大分類	小分類	A社	B社	C社	D社	平均
1 紙類	1-1 新聞紙	0.5	-	-	-	
	1-2 雑紙、広告、チラシ	3.3	0.7	3.4	1.5	
	1-3 雑誌、書籍	-	-	1.0	-	
	1-4 段ボール	0.1	0.3	0.5	-	
	1-5 紙パック(アルミ付き)	0.1	0.1	0.0	0.2	
	1-6 紙パック(アルミなし)	0.1	0.3	0.2	1.1	
	1-7 紙箱類	0.4	3.0	1.9	1.1	
	1-8 紙袋	-	-	0.4	0.0	
	1-9 その他紙製容器包装	0.3	0.9	1.0	1.0	
	1-10 その他紙類(1)	0.1	0.8	1.0	0.8	
	1-11 その他紙類(2)	0.0	0.3	0.2	0.2	
	1-12 資源化できない紙類	11.4	16.9	32.5	28.6	
		16.3	23.4	42.3	34.6	29.1
2 繊維類	2-1 衣類	0.1	-	0.4	-	
	2-2 その他	0.5	0.3	2.4	2.1	
		0.6	0.3	2.8	2.1	1.5
3 プラスチック類	3-1 ペットボトル	0.1	0.0	0.0	0.3	
	3-2 その他容器包装プラ(発泡スチロール)	-	-	-	-	
	3-3 その他容器包装プラ(白色トレイ)	0.0	0.4	0.0	0.0	
	3-4 その他容器包装プラ	13.1	23.0	15.0	16.9	
	3-5 その他のプラスチック	0.7	0.5	5.2	0.2	
		13.9	23.9	20.2	17.5	18.9
4 厨芥類	4-1 調理くず	6.7	13.7	0.1	9.9	
	4-2 調理くず(過剰除去)	5.0	2.6	0.4	3.2	
	4-3 残飯(食べ残し)	42.5	13.6	1.0	18.8	
	4-4 未開封品(直接廃棄)	5.8	1.1	2.9	6.3	
		60.0	31.0	4.4	38.2	33.4
5 木・竹・わら類	5-1 剪定枝	-	-	-	-	
	5-2 雑草、草花、落ち葉	3.0	0.0	0.4	-	
	5-3 竹	-	-	-	-	
	5-4 その他	-	-	-	-	
		3.0	0.0	0.4	-	0.8
6 その他可燃物	6-1 紙おむつ	0.1	16.8	22.7	0.0	
	6-2 その他	5.4	1.4	6.7	5.6	
		5.5	18.1	29.4	5.6	14.7
7 金属類	7-1 アルミ缶	-	-	-	0.0	
	7-2 スチール缶	-	-	-	0.1	
	7-3 カセット・スプレー缶	-	-	-	-	
	7-4 その他鉄類	-	0.1	-	-	
	7-5 その他非鉄類	0.2	0.0	0.0	0.0	
		0.2	0.1	0.0	0.1	0.1
8 びん類	8-1 透明びん(飲料用及び食料用)	-	-	-	-	
	8-2 茶色びん(飲料用及び食料用)	-	-	-	0.1	
	8-3 他色びん(飲料用及び食料用)	-	-	-	-	
	8-4 その他びん	-	-	-	-	
		-	-	-	0.1	0.0
9 蛍光灯	9-1	-	-	-	-	-
10 電池	10-1	0.0	-	-	0.2	0.1
11 体温計	11-1	-	-	-	-	-
12 その他不燃物	12-1 小型家電	-	2.2	0.0	-	
	12-2 ガラス・セトモノ類	-	-	-	-	
	12-3 刃物類	-	-	-	-	
	12-4 その他	-	-	-	-	
		-	2.2	0.0	-	0.6
13 廃食用油	13-1	-	-	-	-	-
14 排出容器	14-1	0.6	0.8	0.4	1.6	0.9
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- ・数値の表記について、“0.0”は排出はあったが0.1%にも満たなかったことを示し、“-”は排出がなかったことを示す。
- ・四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

資料4 伊勢原市清掃美化審議会への諮問と答申、名簿

1 伊勢原市清掃美化審議会への諮問

伊 環 美 第 9 号
令和3年10月11日

伊勢原市清掃美化審議会
会長 勝 田 悟 様

伊勢原市長 高 山 松太郎



伊勢原市一般廃棄物処理基本計画について（諮問）

このことについて、次のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例第9条第1項の規定に基づいて定める、一般廃棄物処理基本計画について意見を求めます。

諮問事項

一般廃棄物処理基本計画について

平成29年3月に策定した、一般廃棄物処理基本計画（伊勢原市ごみ処理基本計画及び伊勢原市生活排水処理基本計画）について改定を検討しているところです。

つきましては、一般廃棄物処理基本計画について、御意見を伺うものです。

（事務担当は、経済環境部環境美化センター）

2 伊勢原市清掃美化審議会からの答申

令和4年 2月 4日

伊勢原市長 高山 松太郎 殿

伊勢原市清掃美化審議会
会長 勝田 悟



伊勢原市一般廃棄物処理基本計画について（答申）

令和3年10月11日付け伊環美第9号で諮問のありましたことについて、次のとおり答申します。

1 伊勢原市一般廃棄物処理基本計画について

伊勢原市一般廃棄物処理基本計画（伊勢原市ごみ処理基本計画及び伊勢原市生活排水処理基本計画）について、当審議会において慎重に審議した結果、概ね妥当なものと認めます。

なお、本計画に掲げる基本目標の達成に向け、次の事項に配慮されますよう要望いたします。

(1) 【市民への普及啓発の促進】

伊勢原市においては、「ゼロカーボンシティいせはら」を宣言しており、脱炭素社会にも配慮した循環型社会の実現や、SDGsを踏まえた持続可能社会の形成を目指し、市民に対し、ごみの減量化及び資源化について、意識の普及啓発に努められたい。

(2) 【環境美化教育の推進】

幼児期からの環境教育に積極的に取り組み、ごみの排出と資源の分別について、マナーとモラルの醸成に努められたい。

(3) 【家庭ごみの減量】

家庭から排出される生ごみの削減のため、生ごみ処理機器の更なる活用の普及に努められたい。

(4) 【家庭ごみの資源化】

燃やすごみに含まれている草木類や製品プラスチック等について、新たな収集方法等を検討し、更なるごみの減量化及び資源化の推進に取り組まれたい。

(5) 【事業系ごみの減量及び適正化】

事業系一般廃棄物の減量を推進するため、事業者に対し、ごみの減量化及び資源化について指導されたい。また、集積所に排出されている事業系ごみについて、法の主旨を踏まえ、適正に処理されるよう有料化も含めて検討されたい。

(6) 【有料化検討の具体化】

家庭ごみの有料化に関する具体的な検討については、経済的誘導を踏まえ慎重に進められたい。

(7) 【市民協働体制の構築】

循環型社会を目指し、市民・事業者・行政それぞれが役割を担い、協働して取り組む体制の構築に努められたい。

(8) 【生活排水の適正処理】

生活排水処理率の向上のため、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への設置転換等、基本方針に掲げている事業を計画的に取り組まれたい。

2 審議経過について

(1) 第1回審議会（令和3年10月20日）

伊勢原市ごみ処理基本計画の改定素案を基に、処理計画の目標年次、人口とごみ量の将来予測、数値目標、排出抑制や資源化計画、収集運搬計画、中間処理施設の整備計画などの計画改定の概要について報告を受け、計画の実現に向けて必要な施策の展開について意見を交わした。

また、伊勢原市生活排水処理基本計画の改定素案を基に、生活排水処理等の現状と課題等について報告を受け、計画の実現に向けて必要な施策の展開について意見を交わした。

なお、伊勢原市ごみ処理基本計画及び伊勢原市生活排水処理基本計画について、パブリックコメントを実施する旨の説明を受けた。

(2) 第2回審議会（令和4年1月28日）

伊勢原市ごみ処理基本計画（案）について、第1回審議会から修正のあった内容について説明を受け、計画の内容について意見を交わした。

パブリックコメントの実施結果について報告を受けた。

また、伊勢原市一般廃棄物処理基本計画についての諮問事項に対し、本審議会の答申内容を整理した。

このような審議経過により、厳正かつ公正な見地から慎重に、より深い議論を推し進め、上記のような結論にいたりました。

3 伊勢原市清掃美化審議会委員名簿

(令和3年10月20日現在)

No.	役職	氏名	選任種別	備考
1	会長	勝田 悟	知識経験者	東海大学教授
2	副会長	清水 孝一	知識経験者	資源化事業者 会社役員
3	副会長	武蔵 郁夫	衛生委員	衛生委員会 会長
4		秋山 哲也	知識経験者	廃棄物処理業者 会社役員
5		井上 節子	知識経験者	消費者代表(元生ごみ処理器モニター)
6		宮崎 清	団体推薦	自治会連合会
7		笠原 浩	団体推薦	伊勢原市商工会
8		二宮 真一	団体推薦	伊勢原市商店会連合会
9		安藤 十藏	団体推薦	神奈川県宅地建物取引業協会湘南中支部伊勢原地区
10		佐藤 宏行	団体推薦	伊勢原青年会議所
11		今井 重道	衛生委員	衛生委員会 副会長
12		福田 まさみ	一般公募委員	
13		櫻井 志保	一般公募委員	

資料5 用語の解説

あ行

伊勢原市清掃美化審議会

知識経験者、関係団体等の代表、衛生委員などで組織し、清掃に関する制度の改善整備、その他清掃美化に関する根本的対策を調査、審議するための諮問機関です。

一般廃棄物

産業廃棄物以外のすべての廃棄物で、家庭ごみや事業系ごみのことです。

医療系一般廃棄物

医療行為等に伴い排出される廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものを指します。多くは医療機関から発生しますが、在宅医療により排出される一般廃棄物も医療系一般廃棄物とされています。

衛生委員

各自治会の廃棄物担当役員です。衛生委員は、廃棄物の適正処理と美化活動について、地域住民と行政の橋渡しの役割を担っています。

SDGs

(Sustainable Development Goals
: 持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

エネルギー回収

ごみを焼却する際に発生するエネルギーを回収し、発電や熱供給などの有効利用を図ることです。

温室効果ガス

地球温暖化に影響を及ぼすとされるガスのことで、京都議定書では二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素等の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

か行

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質的な排出を全体としてゼロにすることを意味します。

排出を全体としてゼロとは、温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いた合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

カーボンニュートラルは脱炭素とも呼ばれています。

拡大生産者責任

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うことです。適正処理困難物制度をはじめ、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などがあげられます。

環境教育

環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のことです。

許可業者

市が廃棄物処理法の規定に基づいて一般廃棄物に関する処理業（収集運搬・処分）の許可をした事業者です。

原単位

生産や販売などの活動を行う際に、一定の活動成果を得るために使用・排出される要素（原材料、エネルギー、廃棄物など）の数量を指します。本計画では、一人1日当たりのごみ量等に用いています。

戸別収集

ごみを集積所へ出すのではなく、各家庭の玄関先や集合住宅の前など、建物ごとに出し、一軒ずつ収集する方法です。戸別収集は玄関先等にごみを出すため、分別意識やマナーの向上が見込まれます。

ごみの組成

ごみを構成する種類と割合をいいます。ごみの組成を明らかにすることは、計画の策定等に当たり、基礎的なデータとして高い利用価値があるため、清掃行政を的確に進める上で重要となります。

ごみの有料化

ごみの減量やリサイクルを進めるきっかけになるよう、ごみ量に応じたごみ処理料金を負担する制度のことです。

さ行

サーマルリサイクル

ごみを単に焼却処理するのではなく、焼却する際に発生する熱エネルギーを回収して利用することや、プラスチックや紙などを燃料として利用することです。

災害廃棄物

地震や津波、洪水等の災害に伴って発生する廃棄物のことです。倒壊・破損した建物等のがれきや木くず、コンクリート塊、金属くず等、その内容はさまざまなものがあります。

最終処分率

ごみの総排出量のうち、埋立てによる処分量の割合です。

〔埋立量÷総ごみ排出量×100〕

再使用（リユース）

廃棄物となってしまう製品を循環資源として、その全部または一部を部品その他製品の一部として利用することで、リターナブルビンのように繰り返し使用することです。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック等 20 種類の廃棄物を指します。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき適正な処理が図られる必要があります。

3 キリ運動

3つのキリで生ごみを減らそうとする運動のことです。

3つキリとは、①食材の使いキリ ②おいしく食べキリ ③生ごみの水キリのことをいいます。

事業系ごみ

事業活動に伴って生じる廃棄物で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。

資源化率（リサイクル率）

ごみの総排出量のうち資源化された量（集団資源回収量＋施設で中間処理後に回収される資源及び搬入された資源の量）の割合です。〔資源化量÷総ごみ排出量×100〕

自己処理責任

廃棄物処理法に示される「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」のことです。

集団資源回収

自治会が資源回収事業者と独自に契約している資源収集の方法です。

循環型社会

「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のことです。大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に代わるものとして提示された概念で、廃棄物の発生は最小限に抑えられ、循環可能な資源は適正に利用し、廃棄物は適正に処分されます。

焼却対象量

家庭から排出される燃やすごみ及び事業系ごみ、可燃性粗大ごみ等の総量のことで

焼却灰

ごみが焼却炉で燃やされた後、焼却炉本体の底から排出される燃えがらのことです。排ガスに含まれるものは飛灰と呼ばれ、これと区別して主灰ともいいます。

シルバー人材センター

「高齢者の雇用の安定等に関する法律」で定められた、公益法人のことです。

市との協定事業により、再生した家具の販売を行っています。

新型固形燃料（RPF）

分別精度の高いプラスチックや、リサイクルが困難な加工された古紙などを原料として作られる高カロリーな固形燃料のことです。

ストーカ式

耐熱性の鋳物でできた火格子（ブロック）を重ねて「ストーカ」と呼ばれるごみを燃やす床を作り、燃焼用の空気をストーカの下部から送り込み、ストーカ上のごみを燃やす構造をもつ焼却炉の処理方式をいいます。

3R（スリーアール）

リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3つのR（アール）の総称です。

リデュースとは、物を大切に使い、ごみを減らすことです。リユースとは、使える物は、繰り返し使うことです。リサイクルとは、ごみを資源として再び利用することです。

総ごみ排出量

ごみ排出量(収集ごみ量と直接搬入ごみ量の合計)と集団資源回収量の合計のことです。

た行

多量排出事業者

市条例第 12 条に定められている事業者で、1 か月に 2 t 以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者のことです。

厨芥類(ちゅうかいりい)

ごみとして排出される野菜くずや食べ物の残りのことです。

中間処理

収集ごみの焼却、不燃ごみの破碎、選別等により、ごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理することです。

直接搬入量

廃棄物のうち、事業者及び市民がはだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場に直接搬入するごみ並びに許可業者が搬入する事業系ごみの合計量のことです。

適正処理困難物

市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となっていると認められ、環境大臣の指定しているものです。具体的な品目として、廃ゴムタイヤ等があります。

店頭回収

事業者が消費者に渡った白色トレーや牛乳パックなどを専用ボックスにより回収することです。新聞店による新聞の回収等は事業者による自主回収と位置づけられます。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、「爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」として廃棄物処理法施行令で定められている廃棄物のことです。ばいじん、PCB 使用製品、感染性医療廃棄物が指定されています。

な行

生ごみ処理機

電気式の生ごみ処理装置のことで、微生物を用いて電気で適温に加熱・攪拌することにより分解を促進するタイプと、電気により乾燥して有機肥料等とするタイプがあります。

生ごみ処理容器

生ごみを土壌微生物の働きによって分解・発酵することで減容化、堆肥化する容器です。

野焼き

廃棄物処理基準等によらない方法で、周辺地域の生活環境に影響を与える焼却のことです。

は行

廃棄物減量等推進員

市の行政協力員で、市条例第 8 条で定められています。自治会ごとに 1 名を委嘱し、地域の資源分別収集の指導及びリサイクル活動の啓発等を目的に活動しています。

排出禁止物

市で適正に処理することができないものとしてごみ収集場所への持ち出しを禁止しているものです。(市条例第 22 条に規定) 品目として、消火器やタイヤ等があります。

排出者責任

廃棄物等の排出者が、自らの責任においてその排出した廃棄物等を、適正にリサイクルするなど、循環的な利用又は処分等をすべきであるとの考え方のことです。

排出抑制

生ごみの減量や製品の再使用など、市民や事業者の努力によりごみの排出を抑制することです。

フードドライブ

各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、福祉施設・団体などに寄贈する活動のことです。

不法投棄

法律が定める方法に従って適切に処理せず、山林や水辺等に投棄することです。

分別収集

市民や事業者が、燃やすごみ、不燃物、資源等に分別してごみ収集場所等に持ち出し、市や収集業者が定期的に収集することです。

ま行

マテリアルリサイクル

廃棄物の全部または一部を原材料として利用することです。例えば、スチール缶を鋼材の原料とするなどがあります。

ら行

レアメタル

希少金属ともいい、レアメタルには、プラチナ・コバルト・ニッケルなど、31 種類があります。身近な機器の中にも使用されており、携帯電話やデジタルカメラ、液晶パネルなどに使用されています。

伊勢原市ごみ処理基本計画

(平成 29 年度～令和 13 年度)

令和 4 年 3 月

編集・発行



伊勢原市 経済環境部 環境美化センター

〒259-1138

神奈川県伊勢原市神戸 378 番地

TEL : 0463-94-7502

FAX : 0463-92-4717

Email : bika-c@isehara-city.jp

